

法花一乘 和州上一人、京都上一人、
武藏一人、備後一人。

銘畫備後物系圖和談

備後三原の大躰鎬少しせはく慮深し、圓棟もあり鍛柱目といへ共、只もく目とみへたり。地光り底黒くして上白妙にもくあり。直刃はふち沸たり。たとひにへねども刃境むくやきものなり。ぼうし丸く反てかへり長し。乱れ刃はちどりかけのやうに、すかたふつゝかにして沸なし。刃は庵棟なり、莖蒲なるを好む。地はた濃かなり。ふくらの刃をつよく焼きて、つきかけは少しおくる、やうなり。うつりあり。忠は横鑪棟角先、片山形、銘帶表帶裏定らす。

正家 左衛門尉と號す大刀刀共に銘大略目貫穴の下に打。太刀は帶裏、脇指はさし表、何も此一類鑪横下なり。或横心太にして賤きなり。備前物の心によく似たり。心棟角或少内もあり。先片山形なり。

正家 左衛門尉 正廣 正家子、左兵衛 政廣 正廣子
應安、明德比 尉、應永比 左兵衛尉 應永比

政家 正家子、号 正信 政家子 貞次 正信子、
左兵衛亮 應永比 時代同時

正家子 正家子 正近 正家子 正宗 永徳比 正近 應永比 女子

政宗 正近孫也

後花園院嘉吉より後土御門院
文明の比なり、其間三十年。

正廣 輕中

後光嚴院、貞治比なり。太刀の姿、幅少ひろく、かすかにして鎬せはく庵少し丘なり、切鉄のひたり鍛板目地色底黒にて上し
らけたり、細かなり、うつまきはたあり、乱刃に焼きたるは淺し、沸も少きものなり。但脇本を小乱れ刃にやきて、先へ廣直
刃に足をやき入たるは沸多し、斯の如くなる然るへく見へたり。備中太刀のすかたに似たり。刃色青目に鉄色かたし。ぼうし
をは丸く、はたへ少しうつふくやうに焼なり。直刃の太刀は古關杯の如し。銘は備州住正家作と小銘に帶表にうつ、同名二代
あり。

正廣 能間下上

後小松院、應永比。太刀の姿、幅ひろく切先延て庵ふか、鎬ひきし、鍛板目もくはた、はたへこまかに多し。地色白なり。乱
刃の處は、さのみ沸もなく、にはやかにしてうつくしきものなり。廣直刃の處は沸多し。切先の内は、ぼうしを少し丸く、か
へりを永く焼さけたり、上手なり。銘は備州住正廣と帶表に打、大銘にしてたかねふとし。同銘二代ありと云。銘替りて三原
數あり。備中太刀の如し。刀も多く作るなり。直刃を焼きうつりもあり、刀は地いかに細やかなり。正家、正廣作の刀多し
上手なり。鎌倉の正廣は正の字草なり。

法花一乘左京亮正宗

沼隈郡草戸村鍛冶正宗は、三原左衛門正家舍弟なり。正家次弟は左兵衛尉政家、其弟或左京亮正宗是なり。

右、銘畫と系傳違へり、考へし。

正宗鍛冶修行に出て草戸村に至り、法花一乘秀次が處に止宿す。時に秀次刀を打立、焼刃を渡さんとす。正宗奥にありしが彼に
疵ありと云。秀次是をすかしみるに正宗が言の如く疵あり。秀次おどろき其名を問ふ。正宗姓名を明しければ、秀次よろこび、
逗留せしめて其器をさくりみるに、其道において秀次が及ばざる處あり。秀次男子なくして女子一人のみなれば、正宗に告げて
親兄に乞ひ、聳養子として家業を譲る。備後國住人法花一乘正宗是なり。

船山

仲哀天皇、神功皇后、長州へ御遷都の時、此浦に船泊し給ふ處なる故、其地の名とすとそ。

碓山

新涯の中に當藩君の御茶屋あり。其築山泉水ある處なり。是も 仲哀天皇、神功皇后の御船泊に碓おろせし處なりとそ。

備後牛石

二大石、牛に似たり。昔は海中なりしが今は干潟となりぬ。二大石の間、藝備の界にて、此方にあるを備後牛と言ひ、あなたに
あるを安藝牛と云ふ。里諺には、むかし海中の時、水牛二頭此に闘ひく、勞れてわかれ、白眼合て死せしが、怒念こつて石とな
ると云。如何あるべき事にや。

文字の岨

三原沖、水底にあり。

此沖に宿禰嶋と云ふあり。武内宿禰の船泊の處なりとそ。是は藝州須波村に屬せり。

月瀬梅林

三原町より一里はかり西北の地也。むかしいつの比よりか白梅數万株をうへて三原の梅はやしと稱す。此梅幹にて算盤を作る、三原物と稱して名器とす。肉梅を燒、干梅として城邑に送りひさく。遠近雅人此に遊詠し、花時の曳杖餘國に聞ふ。黄葉夕陽村舍詩

(菅 晋 帥)

河滿子 寄三原

彩蝶(粉蝶)都城百雉。青旗臺樹(樹)千家。海色晴開瀛丈路。欄頭鳴嶼橫斜。誰識短燈檠底。按圖遙領(幽遐)』長安(者)新營(法界)騷人幾闕(詩花(詞華))。無(奈)病中光景(疾)。勝緣容易相差。空認十年遊跡。西郊數里梅花。

梅林即時(事)三絶

幾歲栽(梅)遍(潤)岡。南林未(半)北林長。此鄉祇道多(梅)樹。的(是)梅中有(此)鄉。

一叢々接一行々。花照(歸)途(夜)亦(光)。微(徵)雨未(知)吟袖濕。笠檐點々滴(清)香。(雨值)

梅花依(舊)萬株香。憶(起)同遊(盡)北邙。誰料仙郎林下夢。俄過(四十二)星霜。(舊)思

傳言月瀬萬梅林。鄉僻無(人)著(醉)吟。非(是)風流韓仲止。誰能踏(雪)遠來尋。

韓仲止南來人、有(梅)詩數十首。

西備梅林稱(寡)二。誇(君)將(製)新圖畫。豈知(葉)差入(深)山。別闢(一)區香世界。

一封蒿(芳)信附(東)風。先喜(幽)心與(我)同。梅樹千叢香萬解(斛)。想君(蓑)笠咏(其中)。

送(館)萬里(到)梅林(分)得韻徵

離宴尋(梅)向(翠)微。生憎(雪)白照(征)衣。清香滿谷搆難(得)。附(付)與(東)風(送)客歸。

備後三原の梅林に遊ひて

流れ行、未幾甲敷、匂ふらん、梅咲山の、花の下水。

杵原

三原城

和名類聚抄に載らる、七郷の一所。今の藩城下、東西二郷の古稱、三原是也。

小寺 清先

小早川左金吾

中納言隆景卿

隆景卿は毛利右馬頭元就朝臣の三男。初名又四郎。小早川家に入て左衛門佐と名乗り、後左衛門督に任せられ、小早川又太郎正平の嗣となさる。

正平は藝州豊田郡沼田高山の城主なり。天文十二年、大内義隆卿、雲州尼子退治の發向に従ひ、備雲石の諸士變心に因て大内退軍に後殿し、雲州鴻の巢川にて戦死せらる。子息鶴丸繁平、幼年の比より眼病によつて家督相續なりかた、因て茲家人乃美、梨和、椋梨、小泉等談して隆景卿を乞て家を繼かしむ。因て同年沼田高山の城に入て家を繼かる。鶴丸は薙髮して眞教寺に入て閑居し、一林院天室元緒居士と號す。

小早川家、其先は桓武天皇の後裔なり。天皇の皇子葛原親王(一品式)親王生(高見)王。其御子高望王(從五位下、寛平元年賜平姓)高望王生(良望)常陸大。良望の嗣良兼(上總介)守府將軍。良兼生(公雅)武藏守。公雅生(致賴)平大夫。致賴生(致經)左衛門尉。致經生(致房)太郎伊豆守。忠通(村岡)小五郎。忠常(千葉)前。忠賴(四郎)陸。恒將(秩父)六郎島。賴尊(山邊)禪師、武藏住。賴尊生(常遠)山邊下。常遠生(常宗)山邊六郎笠間押領使。初而伊豆國土肥に住す、よつて以て稱とす。常宗生(宗平)中村。宗平生(實平)土肥。總太郎。常遠生(常宗)右大將家に勤仕して忠あり。平氏西海に沉落して源家西海に出軍、中國は悉く平氏の領知なりしかと、諸實者源義信の男なり。

士開去て空國たる故、梶原景時、土肥實平、備播作五州の諸司を命せられ中國に下向し備中にあり、又備後にあり。實平後に藝州を兼治む。はしめ梶原と五州を兼治るの時、梶原播州にあり、實平備中に居し、播作備を治て備後國品治郡服部泉山城に住居す。實平男はしめて小早川と稱し、彌太郎遠平と云。小早川と稱する事、茂平を。藝州沼田郡沼田高山に城を構へ居す。是より藝備守護となる。遠平生(惟平)小早川先次。惟平、建曆年中、和田左衛門尉義盛、北條家を恨みて一族兵を起すに組せしかと、戦ひ利あらずして東國に自殺す。惟平生(景平)郎兵衛尉。或云、源義信男万壽冠者是也。説あり、後に又記す。東鑑に備後次郎兵衛尉とは是なりとそ。景平生(茂平)小早川美濃守、又備後守。茂平生(政平)三郎。東鑑に備後三郎とは是なり。政平生(朝平)太郎左衛門。朝平生(宣平)備後守。六波羅に從ふ。元弘に櫻山起るの時、早馬立て六波羅に急を告ぐ備後入道是なり。宣平生(貞平)備後。貞平生(春平)左近將監。大内義弘、泉州堺籠城の時、足利將軍家に隨ひ功あり。春平生(則平)美濃守。則平生(源平)備後。實は貞平男、則平嗣子なく家嗣となす。源平生(敬平)美作守。敬平生(扶平)掃部介。扶平生(興平)掃部介。興平生(正平)又太郎。正平に至る迄世々沼田高山の城に住し藝備守護又監察たり。中國の士、船木、竹原、秋光、猪熊、小泉、浦、生口、小坂、末弘、土倉、東、篠原、近宗、法光寺、梨和、椋梨、三嶋、乃美等は皆小早川家より出たり。隆景小早川家を繼がれしより

中國四國九州朝鮮等の戦ひ一方の將として其智略勇謀世のしる處なり。毛利三家の一將にて山陽の諸士を掌握し給へり。天正年中、大坂兵糧入の賞に、將軍家より感書あり。其書に云。

去七月、大坂海上之通路、敵船取詰難_レ堪_レ之_レ砌、差_二上兵船_一、悉切埋數百人討_二取_一之_二井郎從乃美兵部丞、井上又右衛門、粉骨之由被_二聞召_一訖、西國移坐始勝利、神妙之通可_レ申_二聞_一之、猶昭光可_レ申也。
十月五日
義昭(花押)

小早川左衛門佐とのへ

天正十三年、四國平治の賞として、太閤秀吉公より豫州一圓に賜はり、同十四年九國退治の先手として三家兵を卒(率)して押渡り諸城を抜き、同十五年九國平均の賞として伊豫の國を除き、筑前一國を賜はり、名嶋に居城を築き移らせらる。其後、太閤の出兵吾秀秋を乞て養子とし、筑前名嶋を譲り、沼田高山の城を此に移して後、當城に逝去し給へり。
又一説に云。土肥彌太郎遠平の男、萬壽冠者景平男子なし、此に三河守源範賴殺害の時、三才の幼子乳母に助けられ、伊豆國土肥庄小早川の山中に隠れ住みてありける、此地は景平の所領なれば、景平是を聞て取立て土肥の家督とす、是を掃部頭茂平と云ふ。北條泰時は是を聞て、範賴謀叛にて子息等誅せらる、某末子土肥の家督いかしと名字を小早川と改め、備後國に追ひ下し藝備の守護とす。是より先に藝州に居城有しなれば、かの城に入て住しけり。是より小早川と稱すとたり。源範賴家系とし、初代小早川掃部頭茂平、二世備後守政平法名、三才掃部頭朝平、四世備後守宣平、五世備後守貞平、六世備中守春平、七世備後守則平、八世準人正親平、九世備後守敬平、十世若狹(狭)守扶平、十一世伊豫守興平、十二世備後守詮平、十三世美作守繁平、十四世左衛門佐隆景、實は毛利右馬頭大江元就三男なり。始は小早川美作守の弟、竹原安藝守友平の養子たり、竹原又四郎と號す、繁平嗣なし、よつて隆景を以て家督とし、小早川左衛門佐と號す。

米山寺塔頭十二坊の内六坊、實平の香火を掌す。六坊、範賴の靈像を祭ると云説あれば、此説も近ひ哉。故並へ書して考索の爲とす。

黃葉夕陽村舍詩

米山寺拜_二謁小早川中納言肖像_一

(菅 晋 帥)

一戰奇功全_二列屯_一。想君單隊立傳_レ殞。朝鮮之役破。明兵礪石嶺。書中冠帶英風在。馬上光陰花(華)髮繁。先親無_レ愆援_二霸王(主)。公豫知_二天氏_一首援。豫防有_レ計保_二宗藩。公臨_二沒遺言。當時諸將爭_二驍勇。興學誰知_二文德尊。藩鎮建_レ學。實自_二公始。下歸_二豐臣(其)義兵。

小早川の家譜異説あり。藝備風土記の説、畧して曰。

一、竹原は昔往、山田、山上、原、柏野四人の武士地頭たり。後鳥羽院の御宇、源九郎判官義經の家士、下野國宇都宮住人、後藤兵衛實基、豊田郡吉名浦に來り、鍋倉山に隱蟄せり。彼山田等四人の武士往て相見へ君臣の約をなし、主將と仰き仕ふとそ。建久五年甲寅、竹原東村、本城山に城を築て居住す。(世人)竹原殿と稱すとなん。其後、同郡新庄村木村山の城に篠原城移る。一説には竹原并に新庄村の城。實基十七世を小早川美濃(作)守持平と云、年老ひて泰顔と稱す。泰顔の墓今に東村にありとも云(泰顔男子なく女子一人あり)、故に毛利元就の三男隆景を養子とす。享(享)祿二年己丑、隆景九歳の時なりとそ。其後泰顔の女早世す。豊田郡高山の小早川とは世々一族たるによつて、小早川八郎詮平土肥次郎實平十六世(の)裔、又太郎共、又の女を(隆景)の妻とす。詮平の子元平、此元平、小早川の系圖にみへず。高山の城を守る。天文二十年辛亥に早世す。故に隆景此年木村山の城より高山の城に移る。其後、天正十年壬午、高山の城より備後御調郡三原の城に移り、慶長二年丁酉六月十二日、七十七才にて逝去せられしとそ。陰德太平記には六十五才とあり。これによれば享(享)祿二年は隆景未生已前なり。

山田君禮云。山田、山上、原、柏野四人を四家の武士と稱す、此内山田氏の遠孫、山田彈正左衛門(尉)、(大永の頃)、豊田郡入野村とち木谷竹原と云處に住居し、平賀太郎左衛門隆宗に仕へらる。(其)後裔孫(孫は衍)山田鶴法師、高麗陣の時供奉し、歸國の後名を太郎左(右)衛門と改めらる。

瀧翁云。隆景、高山城より三原へ移られたるにはあらず、太閤の甥秀秋を養子にし、筑前の名嶋を譲り、文祿四年乙未に三原へ隱居せられし。秀秋は金吾中納言と稱す。名嶋は今の福岡の前名なり。

一、海東諸國記に。庚申年、遣使來朝、書(稱)安藝國小早川美濃(作)守持平、約歲遣_二一船_一、父常賀近_二士(侍)國王_一とあり。按するに。庚申は恐くは甲申なるべし、甲申は寛正五年に當る。

一、竹原磯宮八幡社は、後藤實基建立のよし。豊前國宇佐八幡宮社記にも、安藝國磯宮者、建久五甲寅(年)、鎌倉老臣後藤兵衛實基依_二思願_一從_二宇佐宮_一奉_二勸請_一所也と有之由、賴千齡先生云へり。明應の比、磯宮の司(祠)職を唐崎信言と稱す、小早川持平に近仕(侍)すと云。

右、小早川、後藤家と由緒の事はありづへし、實基十七世を小早川持平と云よしは心得られず。磯の宮の説によれば數世の前なり。隆景、持平の養子となるは享祿なれば、いつれ傳來の誤あるべし。(校訂者曰。右小早川以下の此の項は、西備名區著者の意見とみゆる)

一、土肥彌太郎遠平、藝州豊田郡藪(萩)路村、鶴が山城に在城す。其八世小早川美濃守貞平、同本郷古高山の城に移らる。藪(萩)路三太刀山の城は、遠平此地に下向の時、太刀三振天より降ると夢みて博士に占はせければ、太刀三つは刃の字なり、以後代々長久して一國の大(太)守となるべき瑞なりと言へるによりて、三太刀山と云ふよし。又高山の城と云ふは、眞良、本郷兩村にかゝれり。

又、豊田郡納所村、米山寺の條に。納所村新廬山眞露米山寺は、一名東廬山共云。仁平三年癸酉の開基にして、嘉禎元年乙未、小早川次郎兵衛景平の建立の由。

按るに。景平は平賀武藏守源義信の子にして、土肥彌太郎遠平の子、先次郎惟平の養子となる。一説には景平は三河守範頼の子ともみへたり。

當寺に土肥次郎實平より小早川隆景迄十七代の墳墓及び位牌あり。又、三河守範頼の木像、土肥次郎實平の木像あり。木原生云、當寺は古へ新廬山巨眞寺と號して大伽藍なり、當山の地景、漢土の廬山に似たればとて新廬山と號し、又東廬山とも云、又米山寺と稱するも、廬山の別名米山と云へる故なり、古へは十二坊あり、安樂坊、西隣坊、寶藏坊、長樂坊、日光坊、松林坊、佛頂坊、安養坊、淨土坊、蓮乘坊、勸喜坊、來迎坊と云、十二坊の内、日光坊は今猶存す、寶藏坊、松林坊は俗家に名を殘し、餘は皆斷絶せり、日光坊に隆景の像あり、此像は隆景存生の中の作とみへて、裏に文祿五丙申(年)二月十五日と書附ありとぞ。

藝備國郡志には。塔頭(有)十二坊、其内六坊掌實平之香火、六坊祭範頼之靈像とあり、(又)米山寺堂前有鐘樓、鐘者隆景自朝鮮齋來物也とあり、又隆景(校訂者曰。藝備風土記には土肥實平とある)の石塔は同郡和木村にもありとぞ。

- 小早川家勇臣大慨
- 浦 兵部丞宗勝
- 井上伯耆守春忠
- 飯田讃岐守
- 井上五郎兵衛
- 五郎兵衛は伯耆守男なり。五郎兵衛男又右衛門は早世して家絶す。
- 山田六藏
- 南三河守通頼
- 井上豊後守
- 仲尾伊豆守
- 岡 和泉守
- 有地民部少輔

- 下嶋平右衛門
- 山田宗右衛門
- 井上彌兵衛
- 桂 宮内少輔
- 虫上彌左衛門
- 豊嶋東市佐
- 河内五郎兵衛
- 草井對馬守
- 南 木工介
- 乃美主水正
- 平岡石見守
- 中嶋大炊介
- 磯兼助兵衛
- 末長五郎兵衛
- 兼久因幡守
- 木梨中務太輔
- 神保與右衛門
- 清水長左衛門
- 有田左馬介
- 鶴飼新右衛門
- 栗屋四郎兵衛
- 小田小次郎
- 兼久内藏丞
- 河井惣右衛門尉
- 村上八郎左衛門
- 村上新右衛門
- 同 與三郎
- 平岡左近將監
- 檜崎十兵衛
- 磯兼左近太夫
- 末長太郎兵衛
- 小泉左衛門尉
- 竹原忠右衛門
- 棕梨左兵衛尉
- 生口孫三郎

此外多しと云へ共略之。

以上、小早川家略記

宇都宮遠江守豊綱 囚人

豊綱は豫州大洲の城主なり。永祿の比、伊號國道後湯月山の城主、河野彈正忠通直、其子通信は先年より毛利家に屬しける。然るに同國宇都宮遠江守豊綱、河野と累年争戦に及ける故、吉川より加勢として森脇大藏、井下新兵衛に數百人を添遣はさる。河

野七千餘騎にて豊綱が城に押寄せ攻め戦ふ。豊綱、長曾我部に加勢を乞。長曾我部、久武内藏允を加勢とす。豊綱、加勢に相圖して打出戦ひ、敗して引退く。毛利元就、河野を救ふべしと、吉川父子、小早川に備中備後安藝周防長門石見出雲伯耆の勢五万余騎を屬けて、永祿十一年十二月、豫州に差向けらる。同廿四日、宇都宮が上須戒城、下須戒城、伽の森城を攻め落し、夫より大洲の城を取圍まる。長曾我部聞之て、一万餘騎にて打て出、柳原に陣城構へ對陣す。然れ共、毛利勢大軍にて勢をわけ嚴敷攻立ける故、長曾我部救ふ事あたはず、豊綱終に降參す。因茲頓て城を受取、河野に渡され、豊綱をば隆景受取て備後の三原へ引取り、警固附けて守らせられしが、程なく風病にて死去しけりとぞ。

福嶋但馬

福嶋正則城代。慶長の軍功の賞として、藝備兩國を賜はり、但馬をして三原城代とす。

一稱、仙石但馬、福嶋正則城代。

古蹟志に。斯一書に傳ふれ共、但馬居住の事は此地には聞傳へざるよし言へり。

福嶋刑部少輔正元

一本古城記に。當城本丸に居住、福嶋左衛門大夫正則嫡子なり。

藩翰譜(卷十二)福嶋正則の傳に云。上畧同。慶長八年二月、徳川との征夷大將軍の宣旨蒙らせ給ひける(し時)。正則四位の少將となさる、同じき七月右大將家の大相國家、此時、姫君、大坂に入らせ給ひし時、上方の大名悉くに起請文書て秀頼公に參らす、是則正則が計ひし處とぞ聞へける、同じき十月五日(十年五月)右大將家將軍拜賀の御時、大御所も都に渡らせ給ひしかば、豊臣家に御對面のため上洛の事催ふさせ給ひしに、淀殿御いきとふり深くして豊臣家に御腹めさせ、御身(も)失させ給ふよう(へし)と聞へて、京大坂の間以外の外物騒がしくなる、是を(も)上方の大名の中(に)内々此よしをす、むる(め)申人ありしと聞へし、此程より西海南海山陽山陰の大名(等)、城を高くし池を深ふして戦艦影敷作り出す、城中(世の中)何となく騒がしくなり故(行く)に、十二年の冬、正則嫡子刑部少輔、狂疾出來ぬとて取て押籠、終に首を刎て其妻、徳川殿の御養君をかへし參らす云々。

上月豊後

福嶋正則臣。二の丸居住と云。

福嶋丹波

正則遠流の記に。知行三万石、廣嶋神邊城代、三原城番云々。

大崎玄番長行

常山紀談(卷之十九、福嶋正則領國を召放さるゝ始末の事の條)に云。上の文、廣嶋神邊に記。又一説に。福嶋正則流罪、藝州へ聞へければ、長臣物主(の者共)、福嶋丹波許に相集り、城を渡すべきや否を論す、村上彦右衛門通清、殿流罪たりとも御存生に於いては御判形を見て國を引き渡すべし、御判(判形)來らずは此城を枕にして討死の(外)他(事)なし、但本丸は上月文右衛門預りたれば、上月に談合然べしと云、上月聞て御判形を見ずして、いかでか本丸を可渡と云、備後三次に尾關石見、備中堺東城に長尾隼人一勝、備後三原に大崎玄番長行ありしを、石見隼人を答せ、廣嶋三原の兩城を守り、各人質を城に入れ天守に燒草を積み舉げ、大手搦手の持口を定めたり、安藤對馬守、長(永)井右近太(大)夫、中國西國の軍兵を卒(率)ひ、備中笠岡に着陣あり、丹波吉村又右衛門、大橋茂右衛門を使として、主君の判形を見ずして城を渡さん事迷惑なりと、竹中栄女へ言ひ送れり、上使聞て、狀を取寄べしと返答あり、笠岡に逗留の處、正則の狀到來す、丹波以下是を見て、城を渡すべしと相定め(む)、笠岡より尾道へ三(八)里、初めは陸と定められしを、安藤、船にて行べしとなり。嘉(加)藤喜(嘉)明聞て、上使は舟にて早く、惣人數は陸にて遅からん、上使より遅くは我等は男を捨なん、是非陸をとす、めらるれども安藤聞入れず、船の事を蜂須賀阿波守に相談らる、嘉(加)藤(も)船の用意したり、せめて某が船に乗られよとす、此船に乗て上使尾道に至り、人數は陸を廻りたり、大崎玄番使を以て、主君の狀廣嶋に來るの上は、三原とも相違有まし、然共、三原へ狀來らずして城は明け渡し難しと、竹中の元に言ひ送る、安藤聞て跡先の思慮にも及はず無二無三に城へ乘入り、上使討死の時爰にあるの士(あり)、城の門際にて上使討死せば、續く者なき(といふ)事あるべからず、只今迄笠岡に滞留し、又數日を此に送るべきにあらず、と云ひ切ければ、嘉(加)藤(尤)然るべしとて、子息式部少輔の先陣をはや押出さんとする處に、三原の城へも正則の狀來りければ、玄番事故なく城を渡したり、城に入てみれば、士足輕の名を書付て挾間毎に配り置き、城の隅々迄掃除して坐鋪に釜に湯をわかし、茶を挽かせ置たり、翌日廣嶋に着ければ、丹波、今日渡すべきに城中掃除いまだ終らず、下々の荷物ものけかねたり、明日迄待れなんやと云、長(永)井聞(て)、吾兼て聞つる事あり、城和平になり渡に及んで、下人の荷物を片付兼たり、一兩日待れよと言ひしを、荷物は札を付て大手搦手とも手寄へ出さるべし、相當の價に買ひ取んとて城を受取たりと云、先年かゝる時に(其翌日)寄手の大將頓死しぬ、城中の言ひしに任(せ)は(城)を持かへす變も計りがたし、危き事なりと云ひ傳へたり、只一刻も早く請(取)らんとて、大手へ進み行て繪圖を開き、城内の物主(共)を呼集め、番所寄口を渡し濟み、城に入て飛脚を以て此旨を言上ありけるとなり、古き人の詞に、城受取渡しは互の(に)證據をとり、只今に事に(事)に臨が如く心得へし、城主進退極りたるなれば慎むべき事なりと云

へり。

淺野甲斐

藝備大守、淺野侯臣。

觀(歡)喜山、中臺院

眞言宗

天慶年中、藤原倫實と云人、藝州豊田郡に樂音寺建立の時、中臺院、法持院を建て、樂音寺の貫首職とせり、其後數百年の後、天正年中、小早川隆景卿、沼田高山の城を此地に移されし時、俱に遷して祈願所とし給ふ。大威徳明王の畫像あり、是は藤原の倫實朝臣、伊豫掾純友征伐の夷使として西國に向あり、中國に至り賊徒強勢の旨聞召、六孫王經基朝臣と謀て調伏の御祈りあり此時の本尊なりとぞ。法持院は斷絶せしかは、今樂音寺の庫裏を以て法持院の名を殘せり。本尊は觀世音菩薩にて、備後准西國第九番に列す。遍(扁)額の歌に

世の中に、よつのちまたに、迷はずと(故中戸氏手帳には、も)、うへ(故中戸氏手帳には、つみ)なき道に、行そうれしき。

神應山、成就寺

沼田高山の小早川備後守貞平、豊田郡に此寺を開創せらる。其後、同掃部頭詮平再興あり。天正年中、樂音寺、中臺院と同じく此地に移さる。本尊觀世音菩薩は、備後准西國第十番に列す。遍(扁)額の歌に

世の中(故中戸氏手帳には、人)の、思ひの珠の、かすくも、ちかひの糸に、むすひとゝめん。

桂谷山、香積寺

禪宗、洞家

小早川掃部頭興平、豊田郡眞良村に草創ありしを、天正年中此に移さる。今、眞良村にも香積寺あり、當寺の末寺なりとぞ。秦雲山、宗光寺

禪宗

元沼田高山にあつて白雲山眞教寺と云ひて、一林院天室元緒居士閑居の地なりしを、天正年中此に移され、小早川家の位牌を安置せられ、隆景卿の畫像を安置し、卿の法名秦雲院を以て秦雲山と號す。其後、福嶋刑部少輔正元、菩提所とせられ、正元死後その法名を以て寺號を改めて宗光寺と號す。

福嶋刑部正元石塔

宗光寺寺内にあり。

一林院

同寺中にあり。一林院と云ふは、小早川鶴丸繁平、はしめ閑居の地なりしかは、其菩提の爲、此院を建立せられ、かの號を以て一林院と稱することぞ。

又、寺内に齋藤五、齋藤六の墓あり。

藝備國郡誌(志)に。齋藤五、齋藤六墓、豊田郡沼田郷云々。

古跡志には。むかし廣嶋の人、古物を好み此墓を三原の濱より船につみかへらんとせしに、惡風あつて舟くつかへらんとす、よつて此墓の崇(崇)りなりと濱邊に捨置しを、宗光寺に移すとぞ。一基は豊田郡本村万松寺(万性寺か)にあり。

齋藤五、齋藤六は、別當實盛の子なり。實盛討死の後、小松三位中將維盛の子息六代と云は、平家沉落の時、北山菖蒲谷の奥、大覺寺と云ふ處に北の方二人の子を連れ隠れ住み給へり。齋藤五、齋藤六兄弟是を介抱してありしが、北條時政諸司代として京都に上り是を聞き、捕り奉りて關東に下る。兄弟の者付添下らんと云ふ。時政制すれども聞入れず、故に俱に供して下りけるが文學(覺)上人是を聞き、急き關東に下り頼朝卿に謁して助命を乞ふ。然れども免し給はず。文學さまノ申請ひ出家させんとの事にて漸くに乞ひ給へり。時政、駿河の國千本松原迄下りけるに、文學の沙汰なし、既に此處にて誅し申さんと其用意ありし處に、文學の弟子、免狀をさゝげて馳せ來る、文學もやがて來り給ひ、危き命を助り給ひ、齋藤兄弟も供して都に歸り、文學の弟子となり給ふ。其後、文學事あつて隱岐國に流され、六代、妙覺も殺されければ、兄弟諸國執(修)行に出にけりとぞ。

又云。齋藤兄弟俱に内大臣小松重盛公に仕ふ。小松殿逝去の後出家して江州西教寺に住す。其後孫長井源藏と云ふ者、越中國金屋に移り住み、一向宗にて一寺を建立し、淨永寺と號し住職す。其後も世々此寺に住職すと云ふ。

久遠山、本成寺

福嶋正則の臣、武市内藏介、慶長年中建立とぞ。

昌源寺(校訂者曰。此寺名あるを知らず、恐らくは正法寺か)。

本尊、觀世音菩薩、備後准西國第八番に列す。遍(扁)額の歌に

まどかなる、法の浮木に、逢ふ龜の、おもひそいつる、名もことの葉も

海南山、觀音寺

本尊、觀世音菩薩。開基しれす。本尊の厨司は雲州尼子の臣、佐世伊豆守の寄附とぞ。

獸人

甲諺に云。むかし此郷の山分に異獸あり、形は猿の如く毛身に於て、面躰手足人の如くなれ共甚みにくし、然共言語能辨(辯)にして、對話能く其人の胸裏をさつす。或時一奸人彼に對して辨論す、其人屈伏しなから、又なじり言て云、汝、能理を説け共、形容と異也、言語は寔に美なりと云へとも胸裏は言と異なるへし。彼獸答て云、汝、我形の美ならぬを笑ふと云へとも、胸裏の美をやる事あたはし、我胸裏は明鏡をたくへたり、汝は其形美なりと云へとも、胸裏はたとへんに物なき奸曲無義の賊心なり、此事違ふや否、汝か胸に考へみよと、大笑ひして走り去れりと云。

一、又云。此邑に一人の道心者あり、若き時より殺生を好み失(矢)玉甚妙手にて空飛鳥を射、海魚をよく射、山に入ては狐狸猪鹿猿狼熊羆の差別なく、眼にさへきる者射はつしたる事なく、百發百中古今の一人なり、就中狐をかる事矢玉のみならず、わなをかけて狐をかり盡せり、此業を産として安く妻子を養ひけり。然るに此者の族類に念佛修練の一僧あり、彼人初老に及へ共殺生を止る事なきを見て堪兼、因果業報を解説てさとしければ、惡に強きは善に入る事の易きならひにて、忽にさとり、發心して念佛門に入り、常生に珠數つまくりて暮ける。程經ていつとなく夜にたに成れば、狐狸諸獸の亡靈幾干となく來りてなやましける故、狐は念佛を嫌へるなり、又亡靈等に手向けん、念佛を唱ふ事止され共、亡靈倍さかんに生老狐迄立まはれり、斯て數月を經て、先に狩殘されし一老狐、亡狐の中より出て告げて云、汝念佛を勵み尊め共、我等は佛國の者にあらされは念佛は尊からず恐しからず、先年深山に入られし時、我矢前に向ひ通れ難く、胎を叩て歎きしかは、玉箭を免るされき、其恩惠あれは此に來りて是を告ぐ、念佛は無益なり、亡靈の爲になる事なし、しかじ前々の如く鉄炮を携へ火繩に火をうつし、暮に至て一炮を發し休息せられよ、然らば此妖止ぬへし、され共此後獸をおふ事止ますんは此災再び發るへし、慎まれよと言ひ捨て失せけりとぞ。それより告の如くなせしかは、妖怪止みぬと聞へけり。

東野村

租高、五百六十二石五斗一升三合

産社、八幡宮

糸崎の八幡と稱す

聖武天皇、天平元年己巳二月甲申八日辛卯日御鎮坐と云。

長井浦

濱

泊

磯

水

糸崎

長井の浦は、むかし 仲哀天皇、神功皇后御遷都の時、又西征御凱陣の時とも云ふ、其時御船泊の處なり。此處の出崎を古へは水井崎と言ひしとぞ。今糸崎とは謬り傳ふと云や。水は木梨真人、水を貢せしより長井の水と稱して名水となる。井は 皇后の御船の艦に向ひあたりし處とて守艦井と云ひしを、後に名付て長井の水と言ひしとなん、古井今に存せり。泊りは此浦の泊りなるべきを、一説に尾道町の内にありと云ふはいかゞあらん。攝州に同名あり。契仲(沖)の吐懷抄(編)に、長井の浦、万葉集には備後にありと。

萬葉集第十五卷

備後國水調郡長井浦船泊夜作歌三首

海原を(や)、八十嶋かくり、來ぬれども、奈良の都は、忘れかねつも。

かへるさに、妹にみせんと(に)和田津海の、沖津白玉、ひりひてゆかも(な)。

青丹よし、奈良の都に、行人もかも、草まくら、旅行舟の、とまりつけんも(に)。

右旋頭歌

大判官

千載集

霜さへて、小夜も長井の、浦寒み、あけやらすこや、千鳥啼らん。

新後撰集

法印靜賢

嵐吹、生駒の山の(に)、雲晴れて、長居の浦に、すめる月かけ。

是は津の國長居の浦なり。

權中納言國信

新千載集

沖津浪、立かはるとも、音にきく、長井の浦に、舟なとゝめそ。

崇徳院

慈圓

君か代の、千歳くらへを、せさせはや、長井の浦の、松と鶴とに。
堀川歌合後集

秋の夜の(は)、長井の浦に、よ(る)浪の、か(へ)る(す)も、ね(た)め(ら)れ(け)る。
千五百番歌合

兼 昌

君か代を、長井の浦に、居る田鶴の、萬代までも、聲きこゆなり。
夫木集

丹 後

君か代は、長井の濱(浦)の、浦(濱)千鳥、むかしの跡に、けふは(や)あひみん。

常盤(磐)井入道

君か代は、長井の浦の、さゝれ石の、岩根の山と、なりはつるまで。

顯 綱

源貞世の道行ふりに。北より南にさし出たる山さきに、松やひはらしけりて、いとおもしろき尾上あり、いと崎と云ふ。

よみ人しらす

黄葉夕陽村舍詩

社日絲崎旗亭寄西山勝嶋諸兄

(菅 晋 帥)

店頭社酒亦能香。醉看江天午雨狂。雲霧須臾藏嶋嶼。激汀次第露帆檣。祠前人散江(紅)梅影。沙尾鬢(鷗)眠碧浪光。此景此時逢不(易)。恨無(君)輩對(飛)鷹。

絲崎別(都)寧父

問(我)何緣遠溯河。爲(尋)君也爲(尋)梅。今宵南浦機(歸)棹。君與(清香)送(我)來。

泊(絲)崎(二)首

江波森々雨霏々。舟待(潮)期(倚)石磯。遠火數星明且滅。遙知隣嶋夜漁歸。

水枕難(眠)驚幾回。幽期思(友)又思(梅)。夜深遙岸遞(香)氣。應(是)花神知(我)來。

糸崎(土)雅道光(在)船

江上春遊興(共)乘。三餘酒伴(一)詩僧。客由(挽)路(主)人舫。波際松陰呼(互)響。

鷺鳴

糸崎の向ひにあり。傳へ言。此間の海面に雨夜などには火のもへあがりて戦ふさまにて、又海に落る事あり、是を古へよりたくらふと云ふ。筑紫のしらぬ火のたくひなりとそ。

西の海、千尋の底に、もゆる火は、東の浦に、たれそたくらふ。

と云ふ歌を語り傳ふ。是は 後鳥羽院、承久の乱れに隱岐の國へ遷らせ給ひし時、此長井の浦に御行在まし／＼ける、其夜かの火の燃へけるを 叡覽ありて、あそはし／＼とも云ひ傳へけり。院、承久三年辛巳七月十三日、鳥羽の御行宮を御立ありて、播州より山陰道へかゝらせ給ふべきを、西の國々見てんものをと、山陽道を下らせ給ひ、七月のすへ備後に入らせ給ひ、長井の浦に御興をどめさせ給ふ、其夜此沖に、かのたくらふのもゆるを 叡覽ありて御製あり。明れば是より北へ入らせられ、惠蘇郡にて御行宮をしつらはせ、年をこへ春になり、出雲の國へ遷り給ひて、隱岐の國へそ渡らせ給ひ、菟田と云ふ處に御行在まししける、その御行宮の沖にて、たくらふのこく火の燃へければ、また御製に
隱岐の國、たく火の里に、たかぬ火は、備後の木梨に、今そたくらふ。

西備名區卷之七十八 畢

西備名區卷之七十九

御調郡 六

岩子嶋 向嶋 西東

岩子嶋村

租高、六十三石五斗一升三合
八十一石一斗三升七合

酒甕石 附酒泉井浮鯛

傳云。昔、いつ比にやありけん、此嶋に寡婦あり、一人の男子をもてり。其子、孝にして、よく其母に仕へけり。後婦を入れしかど、婦も又孝にして其姑に仕へ、一事たがふ事なし。されど家貧しくて常に農事のことまには山に入り、茅かり草かり、又木樵して小舟をかりて是をつみ、近き吉和また尾道、三原にひさぎ、其價錢を得て一人の母をやしなひ、世渡るたつきとなしにけり。其母常に酒を好み、故にかの草茅をひさきて其料となしにけり。婦は晝は夫の農事を助け、夜は紡績して三人の身を不自由なからしめ、又賃うみして母にすゝむる酒の料にあて、常によく勤めける。其夫、ある時、山に入りて木樵しけるが、咽かはきて水をたつね、谷に入り峰に至るに、岩間に一ツの瓶あり、立よりみれば酒氣ありて、どうくたり、むすひみるに美酒なりければ、ア、是を母にすゝめばよけんと思へ共、木樵に入し折かなれば器なく、いかんともすべき様なく、また明日の事よと、ふりかへる側に一ツのひさごあり、これ天のあたへと悦びて、此物にもりて家にかへり母にすゝむ。母は、こはよき酒をとよろこひて酔を盡せり。次の日よりは夫婦ともに山に入り木樵し、夫はその草茅を荷擔ひ、婦はかの酒器をもて酒を盛りかへり、三人とも常によきほどの酔をなし、此上のたのしみあらじ、是天の御恵みと喜びあへりけり。母は斯まつしき中に、斯のたのしみを盡くさす事、いかなる故ありけるにやと思ひ、ふどうたがひをなし、もしや、あしき業もやあらんかと、夫婦かの山に入れ

る跡を忍びしたひて至りみるに、夫婦かの瓶の側に、ひょうたんを枕とし、ほろゑひて眠り居たり。母の至りける足音に眠りさめ、こはいかに遅なはりしにて母の來り給へり、おこたりて母に苦勞をかけたれ、堪忍給はれとわひければ、母も大きにおどろき、其酒瓶を見て、いまし等、など斯ある事を我にしらせず、日々に山に入り、田畑の事をなさずして是をのみ、取かへりて我を養ふ、此事人もしらす、おこらのみしれるは、天のいまし等に告て我を養はしめ給ふなるべし、さらば此瓶を家に取り歸り家の内は更なり、瓶酒を隣の人にも汲みて悦はしめなばよけん、いさど此瓶を母一人取持てかへりければ、夫婦は跡にしたがひ歸るさに、濱邊の浪打際を通るとて、思はず彼瓶を浪間に取落しぬ、あはやと夫婦は取上んとせしが、かの瓶うちかへす波に引かれて、はるかの澳へ流れ去りにける。母も夫婦も、あきれあせれども、せんかたなく見送りけるに、一里計りも西に至りて、岨打浪に引入れられて沈みにけり。其處は藝州能地の澳なりける。是より此處に酒氣つよく、弘く薫りて、赤鯪(鱈)魚うかれよる事おひたしく、能地の浮鯛とて、藝州の名産とはなりにけり。吉備の櫻鯛より赤色濃くして、味ひ殊に美なりとて、公献の産物となれるも、此嶋の孝子の永き世の賚なりけり。されど此孝子、名を傳へず。恨むべきは是のみならず、佗州の美となれる、おしむへし。

或説に云。浮鯛の事は藝州能地の名産なり。能地の沖に組岨と云ふあり、常にも汐満れば鱒魚多ふく岨上にうかれ横たはり遊ぶ。二月彼岸の比には、赤鯪魚此岨上に殊に多ふく、四邊にうかれよる、是を能地の浮鯛とて、其紅濃なる他に比するなく、味ひも至て美なり。故に初獵には國藩に召れ、晚獵に漸く四方にひさく。如斯なる故は、むかし 神功皇后、三韓より御凱陣の砌り、彼土にて得給ひし狸々の瓶を此岨上に置給ひしより、諸魚酒氣をしたひよる事、他に異なりと云。

此等の類ひ世に多し、まつ
養老の瀧、美濃の酒泉、孝子の汲み得たる處、其故事世に曹ねし。

都賀山の醴泉、近江にあり。日本書紀云。天武天皇七年己亥(校訂者曰。天武天皇七年は己亥でなく己卯である、又同年には此項の記事はない)、遣沙門法員善住真義等近江國益須郡醴泉。又云、醴泉涌於近江國益須郡都賀山、諸疾病瘵差者衆。

郡西酒泉は豊後にあり、大分郡野中之磐中より出つ。郡西の郷の中央なり。是より南に流る。其色酒の如くにして味ひ少し酸しと云。

網引の醴泉、本州にあり。芦田郡網引の浦の山谷にありと云へども、其地其跡は今品治郡新市村に屬けり。其泉、今は酒氣を失し清涌泉なり。江熊一郷の田水となれり。

此嶋の酒泉も右の類ひなるべし。二説あるは如何なる故かも、わかちがたし。猶考索あるべし。又傳へ言。むかし巖嶋の神住み給はんとて至り給ひしかど、嶋ちさくして住み給はんする御意なく、いやしと宣ひて西に去り給ひし。かれいやし嶋と云ひしを、岩子嶋とは後に改めしとなりとそ。牛の口と云ふ洲崎あり。いつの比に歟ありけん、早魃に海神へ雨を祈りて洪鐘をしつめたり、其鐘流沙に埋れ、今に淺みの海底に龍頭みゆると云。

大ほそ嶋 小ほそ嶋

二嶋の間三町はかりあり。此嶋より木原へ一里はかりなり、故、此邊りを木原分とも云。又此につゞき、雀嶋、藁か小嶋など云ふあり。又此嶋の西南に、岩つゞきの岨、半町はかりも、そはたちてあり。光湖山、榮明寺 禪宗

當寺、元、阿彌陀寺と言ひしを、ちかき吉和に同名ありて紛はしとて改めて今の寺号とせり。寺前海面に小嶋多くありて絶景なり。

向嶋東村

租高、五百四十七石八斗八合(廣島縣史、五百四十一石八斗八合)

千百四石一斗六升

産社、八幡宮

永祿三年庚申、岡嶋城主村上又三郎吉滿の勸請と云。

同、良神社

大町と云處にあり。大町西か丸の城主田村近信と云人、建立と云。

藝備風土記に。向嶋東村大町に良社あり。田村近信、永曆元年庚辰建立のよし。社内に木にて作れる銚あり、其柄に、良宮寶前、西か丸長寛、元曆癸未九月と書付ありと。

川尻覺明荒神社

里傳に云。昔、太夫坊覺明、木曾殿の孤を扶助して西國に沈落し居住せらる。其跡を後社を營み、かの太夫坊を祭りて斯云ふ。俗にはがくほう荒神と云ふとそ。

木曾原

木曾三郎義重

太夫坊覺明に扶助せられし木曾殿の孤成長して此に住し木曾三郎義重と云。木曾原は義重居住の跡なり、今に子孫残り。義重の墓

木曾原にあり。其處に大松一幹あり、是墓印なりとも云。

太夫坊覺明、其先は 清和天皇の皇子滋野親王九世の孫、海野信濃守滋野幸親の男なり。勸學院に入て學道進み、文章博士進士藏人頭通廣と云はれし是なり。後、比叡山に上りて出家し、慈鎮和尚の門に入り淨寛と號せり、其後西乘坊信教と云ひ、儒佛兩學に富み能書なる故、南都に祐筆して太夫坊覺明と號す。高倉宮の御謀叛の時、三井寺より南都に牒狀を送れり、其返牒を覺明書せりとて、大政入道淨海是を討果すへしとて、嚴數訊求めける故、南都に住みかたく、出て美濃に趣き、新宮十郎藏人行家に屬しけり。行家、伊勢皇太神宮へ獻る祭文を書せしむ。其後、行家右大將頼朝卿と不和にして快からず、去て本國信州に歸り木曾義仲に従ふ。義仲發興せられ平軍と對戦の砌り、垣生の新八幡宮へ獻る願文を書せしむ。此文、覺明一世の肝膽を吐し名文とて世に稱せり。木曾殿滅亡の後、此にかの義重を助けて暫止り、義重成長の後、念佛門に入て西佛上人と號し、又信州に歸り、塩崎白鳥山康樂寺を開基し、壽八十五才にして、仁治二年正月二十八日に寂すとそ。木曾は覺明信州に歸りし後、義重も成長にて、右大將頼朝卿も逝去の後故、嫡子某、信州に歸り住む。後世の木曾氏は此義重の子孫なり。此に義重の墓ある事は、義重は此に死し、其嫡子は信州に歸り、次子某此に残り子孫あり。中世中山と稱し、又木曾を稱するもあり。世々此嶋を領して、後、河野に屬し、又村上に屬し、後、家おとろへて武を止め此に處士となり、今子孫數家ありと云。

小田小次郎景盛

毛利簇下の土。一本古城記に、向嶋城主とのみありて其城地しれす。

天正二年、備中松山攻の時、毛利家に従ひ攻手にあり。其後、讚州へ出軍し功あり。其時の感書に云。

今度讚州元吉之城、敵取詰爲後卷、有御出張、御高名被碎御手之段、無比類候、正清以來之儀與珍重候、雖爲少事、

於備中五拾石地進置候、聊御志計候、猶磯部左近太夫可申候、恐々謹言。
八月廿日 隆景判

小田小次郎殿

御陣所

右小田者、備後國三十餘城の内にて、小田、和智、山内とて頭分の者也。隆景の感狀八通ありとそ。

三石城

下見刑部 三石權頭

丸山城

丸山大膳

大町西が丸城

田村某近信

一稱吉原

永曆年中と良社(此下脱字あるか)みゆ。

岡嶋城

一名小歌嶋

村上治部少輔助安

因嶋余崎城主村上新左衛門義光男。西村にも居住の跡あり。

同 又三郎義滿

義滿、本村産社八幡宮造營とみへたり。但吉満とあり。

歌浦

歌の嶋とも云。

歌嶋家清

東鑑(卷九)云。文治六年庚戌、四月十九日壬寅、造大神宮役夫工米地頭未濟事、頗有職事奉書、神宮使又參訴之旨(間)、可致

不日沙汰之旨下知給、於有子細所々者、今日令注進京都給、因州并盛時俊兼等奉行之、其狀云。

内宮役夫大工(人)作料未濟成敗所々事、備後國歌嶋云々。余國略之。

家清乍爲地頭、自大炊寮妨之云々、付寮可有其催(也)。

文治六年四月十九日

源貞世道行ふり、尾路の次に

此向ひたるかたに横おれる嶋山あり、むかし此所を領しける人、和歌の道にすける心ふかきあまりに、おりたつ田子、いりぬる海人までも、うたをなんよませつゝ、もてけうしけるより、やかてこのしまを、うたのしまと云ふ。

古蹟志に。うた嶋は向嶋の古名なり、今わつかに一浦の名となれりとそ。或人の云、歌嶋は和名抄にあり、此處を領したる人の歌をおしへしといふかし云々。

按に。此處を領したる人の歌をおしへしとは、万葉已前の事なるべけれども、上古は國司の支配なれば別に領主はなかるへし。東鑑にも歌嶋あり。

寂室和尚の語録の末、和尚の行狀あり。其中に上畧觀應元年庚辰七月、有長勝寺命不就焉、自大元還積二十五歲在備作間、將韜晦而居焉、其地曰歌嶋。當嶋、吉津深津郡吉津、安田神石郡、椎村作州乎、其寺院西祖西大寺、明禪安國、慈廣菩提也云々。

和尚者、作州人也。

歌嶋

和名類聚抄に載らる、七郷の一處也。古へ此嶋の惣名なりとそ。

和泉式部居住の跡

西金寺其舊跡なりとそ。

和泉式部は和泉守の室たりしに稱とす。後、藤原保昌の室となる、此に居住の故しらす。此嶋にて歌をおしへしより此嶋の名となれるとは、此式部の此に住まれし時教へしにて、此一浦に名となれるなるへし。

こへ

此邊りの惣名なり。此に松が端と云處あり、古大松一幹あり、和泉式部のうへ置れしと云ふ。

古江

こへの内にあり。

續後拾遺集

萬代の、かけをならへて、鶴のすむ、ふる江の浦は、松そこたかき。

これこへの松をよめりしうたなるへし。
こへは古江なるへし、しからは同所一名なるを、よみをかへて二所の名とせしならん。
古跡志には、此古江の事を嚴嶋道芝記と云ふ書、藝州佐伯郡の古江とすと云。
へるを谷

こへの内にあり。和泉式部の歌に
へるをたに、おそしと思ふ、唐衣、たつをきしとや、誰か云ふらん。

西金寺 禪宗

開基は和泉式部、此に住みて艸創す。本尊は阿彌陀、釋迦、觀音。いづれも和泉式部の安心佛なりとぞ。古へは大伽藍にてありしとみへて、いつの比にや破壊に及び、今のすがたとなれり。地をひらきし事ある時は古き瓦を多ふく掘出せしに、悉く經文ありしと云ふ。

寺内 江の奥 かね石 鳩の月組

など云ふ處あり、いつれも見處ある處なり。

賀嶋

一小嶋、向嶋に屬せり。近世、尾路人松本氏、此嶋を開墾して景色をかさり、別業を作り、遊宴の地となせり。
賀嶋 菅 晋 帥

吟酌聊停彩舫行。琴書誰結白鷗盟。圮橋風煖(暖)垂楊影。茶屋春深乳燕聲。潮候遙汀看不(石)没。夕陽隱嶋指入耕。倚松閑讀舊詩板。又見留連同我情。

遊松本達夫別業

披圖十歲認幽居。喜值新知命葉如。孝感相傳曾炙雀。松本氏祖重政以孝義稱。豫遊本不爲觀魚。藝侯嘗出。鳥轉松杉谷自虛。共讀碑文欽遺懿。所撰。清音亭畔牛(午)風疎。清音亭名。

亭臺倒浸亂潮流。碧嶂丹崖小十洲。榮侍絳紗南郡帳。重政曾師事。勝停青翰鄂君舟。長州侯。田園補入新圖籍。賀嶋本元山(下)地。所開。文史相承幾葛藜。松本氏。况有醉鄉佳弟姪。此遊(使)勝嶋敬仲。林花院果好同遊。今有土田民戶。重政

賀嶋碑

備後州、尾道東南海中有島、名賀嶋、寬文二年冬、我藝先侯、羽林源君、命賜於余、此山無一草一木(元)焉。嵎山耳、於是闔島悉栽松、中開園圃、營草廬、以爲退休之處、迄今三十有餘年、松樹蔚茂、蔬園肥饒、元祿三年七月七日、先侯述職東武、歸舟經此、乃停桂棹、沐浴於草廬、感(盛)賞帖之爲(吧)吧、且愛山林之幽致遠近之勝景、欣然極歡、召余及男重長、奉拜於咫尺、并又辱賜時服、我家光榮何物如之、嗚呼、余老矣、庶幾我子孫、長戴國君之深恩、常念老夫之辛勤、無荒廢此地、故勒石以示後裔云。
元祿九年丙子春二月 松本重政

遊賀嶋記

賀嶋者、在備後州玉浦、一名尾道、東南海上二十里、松本達夫祖重政翁、孝義著稱鄉黨、藝先侯嘉之、寬文二年壬寅賜賀嶋、以褒獎焉、蓋當其時、山皆童而兀焉、地則斥鹵焉耳、翁躬自墾草萊、種樹木、相爽塏、蓋茅宇、以老焉、浸假以歲月、山林陰翳、卉木蒼翠、麻麥禾黍、凡々離離、儻爲一勝區、於是元祿三年庚午秋七月、藝先侯就國、繫彩鷁於此、遊勝致、嘉翁拓創之功、召見翁及長子重長、各賜時服一襲、翁勅子弟曰、勿忘吾侯之大恩哉、予拮据之勞、亦可懷也、欽哉、勿荒墜厥緒乎、至今達夫、相傳四世、保守整理、有光先世、藝侯臨此、亦凡三君云、往歲達夫介周人、求予詩之、今年庚辰春予遊東都、道經玉浦、訪達夫、乃誘予、命舟、倚舷共飲、俄頃近岸、翹首望之、粉牆如城、洞門屹立、稍南、維舟、自洞門左上、牆內左右列障、如甬道、右上游音亭、亭北數百步、有鎮守神祠、亭前曠廓、西上二門、右爲重門、常關、唯侯出入焉、左門當大觀堂、大觀、爲藝侯稅駕處、廊廡庖湑皆備焉、堂前除假山、接西山趾、多鍊蕉奇石、頂有望海亭、東北眺海、千帆隱見、群山高低、奇觀非一、下山、自廳前南行、左有府庫浴室、西折、有門、稍上、面山小門、扁多聞山、山路險滑、左折、磴盡山夷、蒼松繚繞毘沙門堂、旁有鐘樓、沿澗而上、有叢祠、又上、有醫王堂、渡梁而下、草

亭安地藏石像、稍下、有巨石碑、乃祖翁貽厥之辭也、菴曰無諍、奉翁真影、菴前惟石槎枒、蘇封藤絡、懸水激奔、受以淥池、可洗耳、跨小橋、東折、右有花園、木芍藥金帶圍、其它花木、芳艷可悅、園東有涵裾亭、與清音對峙、循海南行、列松夾道、右顧草舍四五簷、佃戶也、過華表、西折、有蛭子祠、其側亭曰清暉、俯臨海岸、巉岩翠峯、驚浪怒潮、噴珠捲雪、極目豫讚之山、縹渺乎天水一色中、田島桃鳴、百官嶼阿氏岐、弓削砥石因鳴、或如伏虎、或如躡鷗、如畫蠶者、如浮萍者、似盂者、似甌者、凸者、凹者、偃者、竦者、(竦者、偃者)棊散滄桑、不可悉狀焉、命酒亭上、披襟共醉、歸清音之亭、揮毫鼓琴、以酬勝境之奇遇、達夫謂予曰、吾儕小人、幸被休明末光、為太平一民、而今與子共優游於此、豈樂飲酒者、亦豈非以吾侯之寵錫與乃祖之勤勞乎、予既詩之、庶復文之、使吾得以傳公恩於無窮、且以潤色祖業、則此遊亦可謂非偶然哉、予諾而就寢、明蚤發舟、自今津上、達夫送行五六里、飲餞酒肆、申疇昔請、乃為記其遊、寶曆庚辰春三月、長藩文學、瀧長愷彌八

賀島記

歲之乙酉、余自嚴鳴還、再道三原、字(安)子桓買舟送余(浦津)、四月初七、候曉出港、爾時四顧尚暗黑、余與子桓、假寐篷下、而行須臾一覺、天已平明、左手所指、邑居數千、接山臨海、碧瓦粉壁、重層大舶小舸、碇者、纜者、帆檣森々矣、既乃紅曦、山、霞彩迸射、與海煙山嵐相摩盪、景境太奇、余問邑名子桓、曰尾道、尾道余前日陸行、悉其富庶、而今海上望之、殊覺其壯麗焉、子桓曰、邑有松本達夫者、小子因(姻)戚、先生且過其家、啜茗、如何、余以前行、故辭焉、舟漸東南、行、有一島、橫于舟前、山勢漫而不高、逼而視之、瀾山盡松樹、蒼翠欲滴、山之麓、棟宇參差、樹竹蔭映、練以長墻、地幽宅敞、(敞)一望使人有滄洲之想、子桓指示余曰、此名賀島、距尾道、二十里、松本達夫別業、余曰、富哉松本氏也、子桓因詳說曰、備藝海面、島嶼最多、大者六七十里、小者十數里、稱四十四嶋、賀島(島)之小、亦居其一焉、寬文中、載先侯、賜賀島於松本重政者、寔為達夫曾祖、於是乎、有所創治營構、而後山益植焉、地益墾焉、遂為松本氏財府、靡匪藝侯之恩寵、與重政之勤勞者也、乃有大觀堂、為藝侯遊囑、建焉、堂前重門、亦為藝侯設、而藝侯臨此、亦凡三君云、蓋以比年述職、樓船所(田)也、又有無諍菴、寔重政像、傍有巨碑、鑄重政遺訓、其餘亭館園池、可以登眺、可以觴客、又有神祠、有佛廬、勝槩非一、先生少閒遊賞、小子權為東道主、即扶余上岸、由左邊小門進、門閉、子桓排而入、門外有佃戶數椽、男婦相見、無誰何者、蓋子桓伴達夫屢來、彼輩慣見、不異耳、門內無人、戶牖皆閉、而不鎖不樞、余與子桓、升降出入、隨意無礙、余意潛怪其規模、子桓曰、島也、四面巨浸、雖穿翕輩、安能飛渡乎、余聞之、益覺其地靜曠、日午風生、海雲滂起、雨(雨)將至、以故不能周探勝、匆々登舟、直抵鞆津、與子桓握手而別、後二年、達夫東遊、訪余蓬蒿、袖中出賀島圖記、示余、記、長門瀧文學所撰、請余以後記、且其言曰、曾祖有訓、我祖、我考、以至今日、戰兢守之、未曾荒墜、吾侯之大恩、而我髮已種々矣、貽厥之謀、晨夜在懷、古曰、不朽者文、我賴諸侯之光寵、詩之文、之、以潤色先業、且以使我子孫有所矜式、斯我之願也、夫記者、所以紀實也、當今雖名德不寡、而文飾過弊、莊、前有瀧文學、後有先生而已、幸莫拒焉、余喜其志、日(且)以子桓之故、不可辭也、雖然、事可記者、前記既備、余復笑言、亦唯夢寐昔遊、二三年於此、今也讀記按圖、白波青巒、宛然在眼、因錄當時所聞見者、以贈達夫、嗟乎、海內之廣、富庶如尾道、素封如松本氏、別業勝槩如賀島、受侯家之恩寵、而創拓有緒、如重政翁、遺訓淳々、戒飾後昆、亦復如重政翁者、意謂何限、然而子孫非其人、則瞬息間、夫數者、雲散灰冷、古今同嘆、如松本氏、可謂世有人也、余聞、達夫少時、從東涯先生、學明君親義、通隆替理、是以古(克)守其祖業、又克懷其孫謀、有如此者、其或繼達夫者、又克循達夫規度、則豈營松本氏之榮哉、庶乎前後記、不徒作一矣、明和四年丁亥秋 北海江邨綬君錫撰

嘉島記

我邦境、海濱之勝、至嚴島、與丹後之斷門、陸奧之松島、為海內三絕、孰不知之矣、山溪之勝、則我郡、有御許山、相傳美濃之虎溪、為之匹敵、余抵之、則不及許山之真且大焉、然在幽僻人不甚知之、為可惜哉、邦之東偏、有玉浦、其地山水清麗、莫處不奇絕、而有庶富之稱、而無勝地之名也、其東南海中、有嘉島、是土豪松本氏有功績、邦君賜之者也、其初、兀々尋常之一島耳、松本為之植樹、則為森鬱、乃傍山架屋、數(殿)宇廊廡、門樓牆壁、結構盡意、而後鄰近之山水、天真風致、有不可言者也、儼然現出一蓬萊、世々奉之、至今達夫為四世矣、愈脩不俗、凡鄉土之士女、浮于海則必言嘉島、遂為邦內一名區、余有山水之癖、十四五年前、嘗一抵于此、終日遊咏而還、後常夢寐焉、近以與達夫一周旋、得數於此、則至愈不厭焉、丁亥之春、達夫要余抵京師、遂同探東邦之勝、琵琶湖既載、多賀南宮之壯麗、諏訪之渺漫、戶藏之巉岩、妙喜、榛名、出流、岩舟、凡有名稱者、莫不取路而探索也、直抵日光、欲遂往松島、象瀨(瀨)、適達夫足病、而不能行、以轎行之不韻、而不果、乃南出於江都、則達夫謁瀧霍臺、請記、霍臺者、長門侯之臣、而為海內之名儒、與達夫有舊、嘗信宿於嘉島、熟知其勝、即記而與之、乃循海而西、探鎌倉、江島之諸勝、還京師、則達夫謁伊藤東所、請序、東所之父、東涯先生者、達夫所師事也、東所即序而與之、於是達夫圖(島)之形象、首簡瀧藤之序記、以請四方之詩

文、去年達夫致書、促余曰、今茲長門侯來錫、何子記之滯滯也、以島之景勝、二君所序記、無復餘蘊、其又奚言焉、而有可言者、也、余遊歷天下、所到名山名水、何限、其在窮陬之鄉者、名湮滅而不傳、今遊於京師、五年于此、嘗有盛稱、不如所聞者多矣、山水亦非得入、則不顯矣、嘉島之爲勝區也、邦君賞之、回旆者、既三世矣、松本氏有榮曜焉、然是邦內之事、而異邦未嘗有尋索之者、今長門侯來、夫長門、國大而爵尊、能來而賞之、漸而被之則此島之名于天下也、可計日待矣、達夫孜孜、繼述先志、其在斯乎、是爲記。

壬辰入日 天下(校訂者曰。天下の二字は衍であらう)

青蓮院法親王侍讀、平賀晋人撰

白石嶼

賀嶋と沼隈郡百嶋の間の沖にあり、一大石嶼にして巖の半に洞門あり、此方より沖行船の帆を洞穴より見ると云ふ。賀嶋に屬すと云ひ又桃嶋に屬すと云ふ、いまた何れなるをしらす、兩嶋に記せり。

白石、吉備の沖に二所あり、一は此嶋、一は備中小田郡の沖にあり、是は備中に屬せり、其間十八里と云ふ、六丁古は備後の内に二石ありと云は、水野侯の備中小田郡を領し給ひし比の事なり。

和爾雅云。備後國有稱白石所と云々。

是は未渡山の白石、備後沙にはあらずや、一大山眞の白石也。可考。

堀川次郎百首

波たちて、斯どはかりは、聞ゆれど、かへるもしらす、沖津しらいし。

夫木集并散木抄二集に

顯 仲 卿

名所歌、しら石を

とへかきな、沖津(の)白石、しらすとも、物おもふ船の、なきこかるゝを。

此歌、備中名所記等に、備中白石に引きたれども、散木抄に、俊頼朝臣、筑紫より上り給ふ折から、よみ給へるよしみへたれば此にしるしつ。また

俊 頼 朝 臣

秋の寐覺には

物おもふ舟のを、物おもふことのとみへたり。

漫遊文舛汎海記云。距白石十八里云々。

向嶋西村

租高、八百五十一石九斗六升二合

千九百八石九斗八升六合(廣島縣史、千五百八十五石九斗八升六合)

産社、八幡宮

永祿元年、村上又次郎吉秋建立。

向嶋西城

村上治部少輔助安 同 又三郎吉満

村上又次郎吉秋

年紀、東村にひとし。

和布苜浦 同瀬戸

此瀬戸、潮向には船通せずと云。

源貞世の道行ふり、鯨嶋の次に

夫より猶南に出る大海の堺をは、めかりの浦といふなる。

旅衣、袖もぬれけり、海士おとめ、めかりの浦の、浪のたよりに。

中のはへ

和布苜の沖にあり、岨なり。

観音崎

和布苜の南の出崎なり。

つふた うた津 あり井 下るふ 上るふ
いづれも向ひ嶋西村に屬せり。
くちなはしま

岩子嶋と此嶋の間にあり。
西大(堤)寺

本尊、觀世音二尊まします、その二尊なる事を聞に、いつの比にや此本尊を賊奪ひ去つて、豫州に至て活却せり、是を買受たる家、夜々鳴動して色々の妖怪あり、家内既に離散せんとせしに、ある人其主に言へらく、此先に觀音の像を買求めたる由、若くは此崇(崇)りにはあるまじきや、よくノ心をつめてはかりみよと。因茲或卜者にゆたねしに、或人の言ひしにたかはす、佛其元に歸らん事をおほすと云へり、然共其いつこなる事をしらす、人々に此事をかたりて、その本處を求めんとす、夫より妖怪止みぬ。時に此寺には本尊の行衛しれず、新に佛師に命じて元の如く安置す。其後、豫州に斯の事ありと聞へ、扱はと訊ねるに此寺の本尊に紛れなし、故に人をして乞ひ得て元の如く安置せしかは、彼主も悦ひ、あたひをいはず送りけるこそ。扱此寺にて新佛を上安置し、古佛を下に安置せしかは、其夜より日夜堂内鳴動せり、よつて法會をなし、古佛を元の坐に安置せしかは奇異止みぬと云。誠にやしらす。
當寺、備後准西國第四番に列す。遍(扁)額のうたに
ちりの世を(校訂者曰。故中戸千葉之進氏の手帖には、のどある)、外とそおもふ、ふたらくの、深山をうつす、法の庭(校訂者曰。故中戸氏の手帖には、道とあるが、庭がよからうと思ふ)かな。

西備名區卷七十九 畢

西備名區卷之八十

御調郡 七

因	嶋	統	畧	立	花	重	井
田	熊	大	濱	中	庄	加	美
土	生	椋	浦	加	美	浦	
外	浦	三	ツ	庄			

因 嶋 統畧

租高、千五百三石五斗四合
右、數邸に分る。是古税なり。
隱嶋神社

式外の社、本州五社の一處なり。

三代實錄(卷第卅四)云。陽成天皇、元慶二年戊戌、十二月十五日、丙子、授備後國(無位)隱嶋神從五位下。

古蹟志に。此隱嶋と云ふは因嶋是なるべし、和名抄に御調郡の下に周嶋と云ふあり、字形の似たるに據りてみれば是なるかと思はる。

周嶋

和名類聚抄に載せらる、七郷の一處。
今よのしまと云ふは、所しれずと云へども、因周の似寄たるに誤りありしなるべし。

因嶋城

此には唯因嶋人と傳へて何れの地と其居城しれがたきを並へ書す。

村上新三郎

村上彌次郎

觀應二年、石州三隅入道、足利直冬の下知に従ひ、三隅籠城の時、高越後守師泰討手として石州に下向し、三隅が端城を攻め落さんと、三吉備後守が催しにより夜討を懸く、其時勇剛ある人を撰んで其城を落す、二士はかの撰兵二十七騎の内なり。

河野友三郎

永正年中、因嶋の住人、河野友三郎、百嶋城主村上喜兵衛尉義高と不快起り、河野二千餘騎を引卒(率)し不意に押寄せ義高を討取、城を破却しかへると云ふ。

南 三河守通弘

豫州河野一族。後、毛利家に屬して功あり。感書云。

今度於坪生要害、高名無申計候、殊被蒙疵之由、無御心元候、爲可承以使者令申候、依御粉骨、貴殿御手に、數輩被討捕候事、吾等迄目出度候、猶栢村但馬守可申候、恐々謹言。

五月九日

元 就

南三河守殿 御宿所

此戦ひ何れの戦なるをしらす。もしくは深津郡坪生にはあらずや。考ふべし。

南氏は豫州河野一族。土居、得能末裔。其先、南朝の官軍たりし故、時の人、南と呼ひけり。河野家に西國船司の繪旨を給はる事。推古天皇より代々なり。然れども河野は大名たるによりて一家の内、南氏名代として船司の役を勤む。後、小早川筑前守隆景に屬すとぞ。

南 三河守通種

弘治元年極月、大友左衛門督義鎮が早馬京着し、注進せし趣は、西海諸所の海賊共、近年大明國に押渡りて、浦々津々を放火し財寶を奪ひ取、漁夫土民を殺害し、乱妨をなす事度々に及へり。今年春より秋に及んで賊徒、數百艘の八幡船、明星の津に押し入り、數千の兵、民家を焼拂ひ、郡郷を犯し掠め、國民を殺戮する事、數千人なり。剩へ南京近く働き入の條、既に國亂をなす。因茲唐使上官鄭舜、去十月半、肥前の平戸嶋に着岸し、此比當國に來り、筑紫の探題なれば義鎮に噉(噉)訴を企候。鄭舜言説に

日本と明朝、和を結ぶ事數百歳なり。遺恨なくして斯和を破る事は何ぞや。斯有る凶賊來つて國を動かす事、いかゞ。若、日本主將の謀にて唐國を犯し掠る事か、誠の賊兵か、よく鄭舜其意趣を訊ね、若くは賊徒においては向後是を制し留られ、唐朝和朝親和元の如く和順すべきよし訴ふべきと勅命を蒙り渡海せしむ。願くは凶徒誅伐有へし、左なくは累代の和を破つて大兵を渡すべしと訴へける。此義はいかゞ有べきや、唐使は京都に送り上すべきや、評説を決せられ、捷意を下さるべき由を注説す。因茲將軍家、三好修理太夫に課せて評定を決せらるゝに、三淵大和守議して曰。今、日本戰國にあり。和唐の親和破れて鉾楯に及ぶ時は、本朝の滅亡此時に有べき者歟。去、應安年中、日本の八幡、唐朝を掠めし時、若し細川頼之執政の職に有て、和唐の親破るゝ事を恐れて、西海の海賊、能嶋、村上、因嶋を以て海賊の棟梁と定められ、數嶋の恩領を宛行はれ、西海の警固に任し日本海上においては我意に任す、唐朝へ押渡りて乱妨すへからずと制せらる由、傳承りて候。亦古へ推古天皇の勅命を以て伊豫の河野を船の司に定め給ひ、海賊其下に屬して候間、急き海賊を尋搜され誅伐有べきやと申ければ、此議尤なりと、能嶋、來嶋、因嶋の警固に捷意を下され、船司の奉行、南三河守通種、西海數万艘の船の割符を以て帆別錢を取、海上往來を許す役人なりとて、諸國津々浦々に巡つて賊船を穿鑿すと言へ共、賊船は海上を家とすれば終に顯はれず。唐使は大友が館に置れ懼に響應し、爾來八幡の賊徒、唐朝乱妨を制止すべき由を斷り、弘治二年三月、唐使鄭舜をは明州へ送りかへされける。

村上彈正高重

天文年中より毛利家に従ふ。

同 八郎左衛門尉景廣

高重男、後彈正と稱す。天正年中笠岡に住す。足利將軍義昭公、織田信長にせばめられ、西國に下向まし、毛利家に扶助せられ、鞆津におはします。杉、吉見是を警固す。村上彈正景廣、笠岡の濱に兵船八百餘艘をかけ並べ關を守ると云々。

村上源三郎武滿

高重男、景廣の舍弟。俱に毛利家に従ひ、天正三年織田信長、大坂本願寺門跡を攻め圍めるの時、本願寺城内、兵糧盡んどせしかは、將軍によつて毛利家に扶助を乞ふ。因茲毛利侯、三嶋警固に下知あつて兵糧を送り給へり。時に兄弟の軍功莫太なり。是を難波船軍と世に稱譽せり。その大意。天正三年七月七日、石山城より敵糧道を斷き難儀に及ぶの旨注進あり。是によつて兵糧運送すべきの旨、村上家に下知し給ひ、用意ありて其催促に應せし人々には、大手の大將には村上彈正景廣、同源三郎武滿能嶋大和守。相伴ふ人々には村上三郎兵衛景親、同備前守景盛、木谷孫四郎景忠、包久少輔五郎景勝、生口孫三郎景守。搦手の

大將には浦兵部少輔宗勝。相伴ふ人々には末長常陸介景盛、磯兼左近大夫景通、白井縫殿介、南三河守景久、田所新右衛門尉、嶋越前守。中陣は兒玉内藏太夫元祐、栗屋内藏元宣、香川左衛門尉廣景、桂上總介、財滿新左衛門尉、飯田越中守、加屋市助、穂井田備中守、山形、神代等都合三百餘艘。遊軍は左右に開き、久留嶋信濃守通房、村上越後守吉郷、同河内守吉繼、三將百餘艘。此順兵には栗屋右京亮、桂上野介、福岡彦右衛門尉、飯田讚岐守、由上彌左衛門尉、井上伯耆守春忠、遠藤右京亮、有地民部少輔元盛等、其勢都て八千餘騎、兵糧十萬石、數百艘の底に積み、用意悉く整ひければ、七月十日朝の浦をこき出し、同十四日淡路の岩屋につき、此より密に難波川へ物見を遣はし伺ひ見ければ、伊勢の九鬼右馬允、海上の大將として間鍋主馬兵衛、沼野伊賀守、吉(寺)田又右衛門尉、杉原兵部丞、鎌太夫、同鹿目之介、野口、小畑、尼ヶ崎以下の海賊、難波より住吉につき、船をかけ並へ、海路を断切り備へたり。此越、もの見かへりてはしく通しければ、さらはとて水軍の備を決し、村上が手には前に輪舫六艘、急輪水軍、火生輪、鳥船發風を備へ、次に五十艘の射手をすゝめ、其次に大國火船、烙鐵火船、飛鎗、火鞠、火桶、投松明、投錠(錠)、抛鉢、炮烙火船、飛龍火、乱棒火船、弩火船、抛刺手武黎等を備へ、前に火船筏二行に進め、火燒楯を積みすゝみ寄る。浦兵部少輔は前に盲船、竹圍船(板)、其兵具數々備へ押出せしが、宗勝が船四五町おくれたりければ、兵部大にいらち怒りて、水主一人が首をきる。残りの水主大におそれつゝ、此を最期と大に働き、村上が船に二町計押勝たり。斯て敵船に近付、數多の火器を發しければ、敵船頻にさき立、もへ立火を防がんと、うるたへ騒ぎける處に、有地民部少輔元盛は、將軍よりの軍使として來りしが、大にすゝんで、我村上か一族なれ、よくも來れる物かなと、小畑が舟におし寄せ、炮烙數多投入、大に戦ひ、大船一艘乗取たり。敵船防ぎ戰ふと言へども、中國名譽の村上が船軍の火術になやまされ、防ぎ得る事あたはず諸船逆支度のみ騒ぎけるにぞ、村上勢大にすゝみ、大船數艘乗取、大將士卒千余人を討取りければ、殘兵は燒死或は水に漂ひ散々になりて逃ちりければ、兵糧積みし數百艘を難波川に押入れければ、城中よりも迎ひ出、十萬石の兵糧を恙なく運ひ入れ、城中、上人はしめ諸將門徒も悦ひかきりなくぞみへたりけるこそ。(校訂者曰。後太平記卷四十一、難波舟軍之事附城中糧被籠事の條參照)

又、備中府志、淺口郡佐方村古城條に。天正年中、城主村上源三郎武滿、大坂門跡籠城の砌り、兵糧を大坂城に入れける時軍功あり。(世)傳に云。村上、兄を八郎左衛門景廣と云ひ、父は彈正高重、其先祖は 村上天皇の後裔、中比、北畠中納言顯家卿の正統なりしが、村上の家相續あり、景廣は久留嶋の支流にて、伊豫の國因嶋の人なり。客(有て)問ふて曰。因の嶋は備後國御調郡の内なり、七里の嶋にて九箇村ありと聞けり、いかゞ。答へて云。其昔は村上氏、伊豫國水(野)間郡を知つて嫡男は久留嶋、

次男は能嶋、三男は因嶋を知れり、(しかれば)野間郡の内なりしが、毛利家威勢の砌り、備後に近き嶋なる故に討したがへて知行せしより、備後國にはなりけるとなん。福嶋宰相正則入部ありて、物語に、むかしは訴訟して因嶋を伊豫國につけんとおもひ侍りしに、堪忍いたし、今は七里の嶋を得たりと悦はれしとなり。

按に。弓削、風速、因嶋、備後と言ひ伊豫と云ひ、むかしは一定ならざりしは、時の領主の強弱により、伊豫の太守の強盛なる時は伊豫に屬き、備後の太守強勇仁智なる時は備後に屬しとみゆれば、因嶋の事、福嶋の物語、さぞありつらめ。風速浦、萬葉集に備後とあるも、いか様謂のありぬべし。弓削道鏡を備後人と云へるも斯ならめ。去ながら、和名類聚抄に備後とあれは、また浮説とも思はる。いかゞあらん。

又言。抑、毛利中納言輝元卿、小早川中納言隆景卿は、山陰山陽兩道を打したがへ、大坂門跡に縁をむすび京都に攻め上り、天下を平治せんと心懸し處に、平信長、大坂門跡を取巻き、毛利兵を防ぎ留めんと、伊勢の九鬼右馬允、寺田又右衛門海上をかため、其外間鍋主馬、沼野伊賀守、同越前守、松原兵部、阿武の大船五艘に兵二千餘騎を乗せ、傍に大小の兵船三百餘艘、浪花の川口より住吉の岸に續ひてかけならべ、大筒數百挺を放つて雲雷の威を顯はすよしを告げしかば、小早川隆景より兵糧を大坂門跡へ籠むべしとて、三嶋警固に下知あれば、はや打立人々には能嶋、久留嶋、浦兵部、末永常陸介、兒玉内藏太夫、村上以下其勢都合八千餘騎、兵糧二万俵、數千艘の船底に積み、天正四年七月十日の夕風に朝の浦を出帆して、十四日には兵庫の浦へ着きにけり。扱諸將打寄り評議して、夜中に西の宮、鳴尾の沖に漕ぎ寄せ、朝霧の内に合戦すべきと相圖を定む。其比、村上景廣十八歳、武滿十六歳、父に離れ微若たり。因而家士池田主水、別府内藏介が云。明日は晴の軍陣にて、若きもの無功なる人は叶はぬ事なれば、是非に止り給ふべしと、戰場へ行く事を制止しける。景廣、武滿兄弟暫く工夫して、少も怒れる風情もなく、近習の面々をかたらひけるに、何れも大膽なる勇兵共なれば、軍忠を盡して死をわすれ、戦功をはけみ身をかるんし、海士の小船に棹さし、漕ぎ行きみれば、程なく大坂川口の敵船の際にひたゝとこき寄せて、斧まさかりを取のべ、敵船の胴腹の水際を切破りければ、寐耳に水入て、あはて驚き、上を上へとかへしける。其中に鎧着たる武者一騎、船はたへのそきけるを、下より金熊手をかけて引ければ、何の障りもなく小船にころひ入れば、おさへて首をぞ取たりける。是は此大船の大將沼(野)越前守にてそ有ける。其船次第に水はまし、大將は討取られ、船中の兵共、手々に松明をともし、火船を投げかけ、れ共、小船なれば敵の大船の垣臺の下(蔭)に(漕寄せ)隠ぬれば、其甲斐更になかりける。剩へ小船へむしやうに投げ込みける火船松明、もやひに懸り重りけるにぞ、火船己が大船にもへ付て、折ふし宵の曇り悪風となりて、阿武の大船やけ上り、夫より類船にもへ懸り焼け、

れば、味方の類船、折よし得たりかしこしと漕きよせて、打てかゝれば、川口の番船共、煙の中におめぎさげび、面にすゝむ兵共、間鍋主馬をはじめとして、野口某、小畑兵部伯父甥三人、伊賀守、越前守等宗徒の人々討死して、其外討るゝ者千餘騎なり。或は海上に浮ひ漂ひ、火をのがれんとして、およぎ廻るを、磯打浪のまくりきり、熊手をかけて引よせて、立くる浪の胸腹打ち切り、夜もほのくゝと明ければ、毛利の兵士、中國名譽の船手の諸將、残りし船を打破り、取梶、面梶、自在の駈引、あたりにさはる敵兵なく、船子迄いさみすゝみ、兵糧を大坂門跡へ籠めて、毛利の諸勢いさみ悦び、兵船各こき戻しける。村上八郎左衛門、同源三郎は、今般諸將に先達、敵船を焼立打破りし高名比類なかりける。其後、八郎左衛門は細川家に召れ、一万石を賜はり、源三郎三千石を知れり。今度の軍謀は小川頼母、龜川平右衛門（一本備中府志、太郎左衛門）、辻川淨見とて、景廣の一族計りけるとぞ聞へし。村上家には紙にて早船を作る事口傳あり。世々船手の先鋒なれば左もあるべし。此記は信長記、後太平記などは相違の事侍れども、馬越彌兵衛と云ふ人、伊豫國越智郡の城主の正統たり。若壯りの事なりしかは、村上家へ夜話に行て此企を聞て、直にかの小船に乗りて一行して、比類なき働きせしよし。慶長の比、子細あつて久悦入道と號し、當國備中に蟄居せし故、度々彼人の物語を聞き書し訖ぬ。

右、久悦入道の物語を聞きて書記せし人は、則、備中府志の作者なり。

立花村

租高、三十四石五斗二升
餘崎城

村上新左衛門尉義光

天文年中居住、村上大炊亮吉直の男と云ふ。又一本には來嶋と稱す。
鳥居次郎資長

實は宮地大炊亮相光次男、村上家長、鳥居の家を繼と云。

重井村

租高、四百九十八石四斗八升六合

青陰城 一名青木城

村上三郎左衛門尉義弘

本城は、伊豫國野間郡能嶋城。

古跡志に。村上三郎左衛門尉義弘は、因嶋青陰城に在城すと云々。

殘太平記、豫州今治船軍の條に。元弘三年正月、六波羅勢は千劍破に向ひ、楠に相對して毎度軍に討負けぬと聞へければ、長門の探題、中國勢を催促急なり。其勢既に播磨國に着けるに、赤松次郎入道圓心、苔繩の城より打出、山里、梨原に陣を取り、赤松筑前守は船坂山を差塞き、又伊東大和次郎は三石山に城郭を構へ、義兵の旗をあげたれば、西國より六波羅への通路を塞きける。長門探題上野介時直、軍慮を廻らし、陸路こそ敵は支へたれ、海路を打て上らんとて、兵船八百餘艘を飭りて、兵五千餘騎を卒（率）し、順風に帆を連ねて備後の鞆の津に着ける。伊豫の河野、土居次郎、得能彌三郎は六波羅の催促に従がはず、官軍に翻て村上三郎左衛門義弘に下知しける程に、西海の海賊を招き寄、津々浦々の關所を固めたれば、海上の通路も猶絶たり。今は詮方なし。唯、河野と一軍して忠良を勵し、且は西國の通路を開き、六波羅に馳着べしと一議して、鞆の津より伊豫國屋岡に馳向ふ。折ふし河野は、先帝の御迎に隱岐國へ押渡り、隱岐判官清高を攻め亡ぼし、主上を取奉り、當國に御安坐を定めて、謀叛の旗を上ると議し、近國の海賊を相催ふし、其勢五千餘騎、兵船三百餘艘、今治田所に浮へて、土居、得能、船に乗らんとせし處に、探題時直、船を寄せたれば、河野驚き騒ぎ、味方にてはよもあらじと其名を問へば、長門探題時直と答ふ。扱は我謀叛の計略あらはれ、時直打向ふ物敷、討泄すなど下知をなす。時直はよき處にて敵に行合ふこそ幸ひなれど、船を渚に押寄せ、我先にと打て上る。其勢半上ると見て、河野が兵、上げ立てしと押寄せ、火を散らして相戦ふ。是を見て海賊村上三郎左衛門義弘、三百餘艘の兵船を、纒解ひて押かけ、前に射手船をすゝめて、次に砲祿（格）を備へ、次に鍵熊手をすゝむ。跡に續ひて生口木谷、豊崎、大崎、高崎、竹原の海賊共、沖より圍んで攻め戦ふ。探題時直、前の敵と攻め戦へば、後は賊船押來りて攻め寄せ、船を焼立しかは、水主、梶取、焦熱の炎に身をこがし、海上に飛入り、水底に命を亡ぼし、或は熊手にかけて船端へ引寄せ、首を取など、討るゝ者其數をしらず。土居、得能が兵共、猶も勇氣を勵まし戦へば、時直が五千餘騎、其半は船軍に討れ、殘兵は陸船（戰）に討死して、残り少くなりて山に蒐け上り落て行く。探題今は弓折れ矢種盡て、逆るを慕ふて山路に落行けるが、行方

しれず失せにける。去程に河野一族は隠州に馳参らんと、早馬を立たれば、先帝はや伯耆國船上に潜幸ならせ給ひ、河野か註説の状を 叡覽あつて、神妙の忠烈なりと、令旨をそなし下されける。是、村上が餘功なり。

今岡左衛門尉通任

元、河野一族なり。後年、村上義弘卒去の後、當城を奪ひ在城すと云。

村上、今岡は河野の従士なり。去、建武の亂れ、河野入道善惠、官軍を放れて足利將軍尊氏卿に與力し、忠烈他に異なりしが、貞治元年十一月に卒せらる。其子六郎通朝、また家督相續の御判を賜らす。細川武藏守頼之、阿讃を攻め取り、伊豫國を賜らん事を噉(噉)訴しけれ共、河野が前忠を思召許容なし。頼之是を憤り、伊豫國中を掠む。通朝安からず思ひ非分の族を討果す。因、茲頼之、伊豫國に發向し、河野が屬城を攻む。通朝、瀬田山城に楯籠り、細川に對しける處、城中返忠の者ありて、同十二月二日、瀬田山落城し、通朝自害せり。其子通堯并に一族等五百餘騎にて温泉山に楯籠る。同二年正月二日、細川、湯月山に押寄せければ、通堯激戦し、討勝て細川が先陣の大將天竺禪門をはしめ、三百餘騎を討取り。因、是、細川阿讃の勢二万餘騎にて押來り、大空に陣して戦ふ。通堯戦ひ破れて高繩に籠りしが叶はで、同四月十日に至り江良城に引退きけるに、又一族國人等翻り矢種盡て自殺せんとす。此において能嶋海賊村上三郎左衛門尉義弘、同今岡左衛門尉通任、三百餘騎にて通堯を相助けて諫めける故、九國に渡り官軍に與力せんと議して、同二十二日、兵船三百餘艘にて藝州内海に渡る。義弘、通任に相伴ひ、河野を助る人々には、志津川六郎左衛門尉、伊田井左衛門太郎、越智掃部介、中村十郎左衛門尉、淺海五郎左衛門尉、同六郎三郎、同太夫坊、正岡雅樂介等都合五百餘騎、嚴嶋に陣して關西將軍親王へ達しければ、親王悦び給ひ、急ぎ馳参るへき御誼あり。因、茲鎮西へ馳下る。此にても猶義弘、通任相謀りて海賊を催し勢を集む。其相應せし人々には、得能越後守通明、同遠江守通種、由並壹岐守、今岡兵庫介、東條修理進、中子雅樂介、正岡六郎左衛門尉、同太田四郎、同中務丞、中(野)市太郎、淺海五郎三郎、富岡五郎左衛門尉、重見庄五郎、難波孫六郎、中川十郎入道、同九郎太郎、栗上左衛門尉、大久保兵衛三郎、福角左衛門五郎、桑原垂水、大籠六郎、同又四郎、白石左衛門尉、多賀谷八郎、塩川市郎、長谷川兵部次郎、箱川四郎、得能新左衛門尉、同但馬守、同兵庫介等都合三千餘騎、同晦日宗瀧大嶋に着、宰府に趣きければ、親王、通堯を遠江守に任し給ふ。是より菊地(池)と一手にりて海上を警固す。其人々には、宮川(後太平記、宮山)太郎、中川彈正、吉藤帶刀、蒲地掃部介、大籠又四郎、淺海八郎五郎、宮崎(後太平記、宮前)左衛門太郎、森五郎、中須三郎、南八郎、小山六郎五郎、宮嶋平八郎、中川隼人介、同九郎次郎、高尾八

郎五郎、得能久三郎、尾越左衛門五郎、高田(後太平記、高山)刑部丞、鳴地(後太平記、鳴池)新左衛門尉、江見次郎、樫尾四郎、笠瀨孫十郎等也。扱又、西征將軍より檢使として、西國宗徒の海賊、大豆底左近將監をぞ添へられける。斯て菊地(池)等と俱に大友に對戦しけるに、大友氏時が持城を攻め落し、勝利の上は伊豫の國へ打入らんとする處に、伊豫國には山方民部太郎、吉岡修理亮、宇和孫三郎、喜多新五左衛門尉、大嶋(野)喜四郎、同左衛門尉、森山伊賀守等三千餘騎にて高繩城に楯籠るに、四月(後太平記、閏四月)二十五日、仁木兵部太輔義尹七千餘騎にて討手に向ひ、城を攻めしが、城兵は一騎も討たれず、寄手は多く討れける故、仁木退て陣し、徒に日を送りけるが、又阿讃の勢七千餘騎馳加はりて攻めける故、大野、森山討死せり。河野、村上、今岡等はを聞て、高繩を救はんと諸士に計り、宰府に達し、豊前根津に勢揃し、(同年六月二日)三ツの濱に押渡る。其人々には村上、今岡を始めとして前度より馳加はりし人々、其外大内式部少輔通弘、富岡尾張守通行、正岡十郎入道宗榮、大内九郎左衛門尉、栗上兵衛延吉、正岡尾張守、同中務丞、大田四郎左衛門尉、中川十郎入道、(同隼人助)、同純阿入道、同兵部丞、同勘解由左衛門尉、重見庄帶刀、同太夫坊、久保十郎左衛門尉、同彈正左衛門尉、池田孫太郎、淺海兵庫介、大熊掃部介、尾越藏人介、同左衛門四郎、難波彈正、池内孫太郎、大久保左京進、同藏人丞、多賀谷修理亮、小山兵庫介、高田(後太平記、高山)雅樂介、同刑部少輔、宮崎宮内丞、同孫七郎、大内大藏少輔、中大四郎右衛門尉、福角與四郎、日向六郎、須保木左近將監、高尾八郎左衛門尉、大倉修理亮、桑原刑部少輔、同左京亮、日吉兵部丞、上野兵庫介、山越將監、垂水圖書左衛門尉、施田左京亮、同三郎左衛門尉、牛淵美作守、中子三郎左衛門尉、同孫六郎、志津川修理亮、日石三郎左衛門尉、同刑部丞、中須三郎兵衛尉、詔間孫七郎、渡邊又次郎、同孫三郎、平井左京亮、同大炊介、堀池雅樂介、川得久三郎、頼宇能左京亮、池田兵庫丞。

右の人々河野に一味すといへ共、悉く村上の下知に應ずる者なり。故、こゝ()敷並へ書す。都合其勢三千五(後太平記、七)百餘騎、同八日、先陣村上、今岡、豫州松崎浦に着ければ、西園寺、山方、吾川、岩屋、土居、得能、三千餘騎馳加はり、直に花見山城におし寄、窓(堯)草出羽入道が城を攻め落し、窓(堯)草父子其外の兵どもに二百餘騎を討取、諸勢悉く押渡りければ、國人六十三人歸降せり。村上三郎左衛門義弘、正岡六郎左衛門重盛、三百餘艘にて藝備の津々浦々を漕廻り、兵糧を集めて味方の諸城に入れければ、南山の城入道(後太平記、南山城入道)、望月六郎左衛門尉、多賀谷彦四郎、庄帶刀左衛門尉、大野八郎左衛門等は國中の兵を集め、惣勢一万餘騎、鴨部庄に押行ければ、仁木兵部太輔義尹、小笠原左近將監盛衛(衛)兩將、是も一万餘騎にて鴨部庄に打向ひ對陣せり。同下旬、河野三千餘騎を勝つて、仁木、小笠原兩陣へ夜討しければ、兩陣大きにみだれ騒ぎ、兩勢、讚岐をさして逃去りけるにぞ、豫州一圓河野に服す。(校訂者曰。以上、後太平記卷第

三、河野一族蜂起之事及び河野通直伊豫國討入之事の條參照。是皆、村上義弘、今岡通任兩人の軍謀に出たり。其後、義弘卒去し嗣子なく、通任自然に其跡を押領して三嶋の主となり、海路の將となりけり。

村上山城守師清 同 山城守義顯

村上氏は 村上天皇の後胤、いつれの比よりか藝備豫讃の嶋々を領し、海賊の大將と稱し、河野に屬して軍忠を盡せり。義弘卒して通任が有となりしかは、其手の海賊皆今岡通任に應しけり。其比、伊勢國司正二位准后親房卿の嫡男、鎮守府將軍左中將從二位權中納言顯家卿の男、山城守師清は、父と俱に奥州に下り給ひしが、後醍醐天皇、足利尊氏を討たんとおほす時に、奥州より兵をおこし、百万騎を以て所々を打破り馳上り給ふ處に、青野が原の合戦破れしかは、伊勢路へ廻り、吉野殿へ參り、後攝州阿部野にて討死し給ふ。師清は是より新田に身を寄せ給ひ、暫信州に隠れ居給ひしが、信州を出て伊勢に趣き、北畠中納言教具に與力ありしか共、教具義兵の思ひなし。時に此比伊豫國能嶋の城主村上三郎左衛門義弘卒し、今岡通任其跡を押領すと聞へて、幸なるかな豫州能嶋は我家の一族なり、其家を他に渡さんも残念なり、彼地へ押下り、其家系を繼ぐと、子息義顯を具し付從ひし恩下の兵三百餘騎を引卒(率)し、紀州に出て、雜賀より舟を出し、讃州塩飽嶋に押寄せられければ、塩飽三郎家系を聞て從ひしかは、讃岐、備中の嶋々は即時に從ひ、備中、備後の堺、神嶋に押寄せられれば、神嶋海賊も降參しぬ。夫より豫州能嶋に押寄らる。今岡通任叶はて手勢を引て因嶋に引退きぬれば、嶋の兵共降參し主と仰きけるにより、務司城に入て村上義弘が跡を繼ぎ、嶋々を招撫せしかは、沖嶋并越智郡西浦、庄夷(後太平記、庄美)、下留、脇臥、摩(後太平記、麻手)向郡西方(後太平記、向郡内方)、宮久保、垣(埴)生、本庄、宇和、石川、比々、八幡、金子等皆從ひ來る、中に應ぜぬ者あれば攻め從へ、從ふ者を賞譽ありしかは前代の地悉く歸服しける。(後太平記、卷第十四、北畠師清村上海賊爲從跡一事の條參照)。夫より因嶋の今岡左衛門尉が背けるを討て、備後嶋々を降し、此青陰城に暫く居城しけるが、師清卒去の後、義顯は其男義豐を此嶋に残し留め、其身は能嶋に歸住あり。此子孫尋て海賊と稱し、事なき時は手下を引連れ異邦に押渡り、津々浦々を亂妨し、財物を奪ひ歸る。中世異國、倭寇と稱し恐れあひ、其寇を防ぐの術ことごとくしふぞ聞へける。此皆此支流の類族にて、勇強勝れ世に所謂三嶋の海賊、能嶋、久留嶋、因嶋とて、皆村山上と稱しけり。殊に船手に妙を得て、備後、安藝の嶋民に至る迄、其術傳はり、殊更此嶋人より中備に至る迄、吉備嶋民よく船をあやつるとは、もてはやしけり。是、村上山家の餘榮なり。古蹟誌に云。義弘、因嶋青陰青木に在城せられ、義弘の後孫山城守義顯、伊豫國能嶋より來りて、宮地大炊介明光、小林修理介政常等と謀つて、青陰の城を再復せんとす。箱崎の浦釣嶋に力戰して勝利を得、今岡を討、義顯は能嶋に歸住し、次男次郎義

豊を青陰城に住ましむ。嫡男山城守雅房は能嶋を相續し、三男義房は久留嶋に住す云々。

村上山城守雅房

義顯の嫡男。義顯卒後、能嶋相續。

同 次郎義豐 一作吉豐

同 三郎義房

義顯三男。後、久留嶋城主となる。此子孫世々久留嶋を稱として河野家に仕ふ。後世、天正年中、長曾我部、伊豫を畧せし時も終に從かはす。太閤秀吉公に仕へて侯家に列す。其人、久留嶋助兵衛と云ふは此義房の子孫也。一説に云。村上山城守義顯に三男子あり。次男村上次郎、備後國因嶋青木城に居住す。三男久留嶋又三郎、是は河野氏十八家の内、來嶋の家を督く。長男山城守雅房は、惠林院義植(植)將軍の御時、西海の海賊、大明に押渡り、津々浦々を放火し、乱れ入て米穀財寶を掠め取る事度々に及べり。因茲明朝より使節を以て嚙訴急なり。是、西海海賊の仕業なるべしと、糺明の僉議ありと云へども分明ならず。此時、村上山城守雅房、十三年在京と定めらる。是より海賊の名を改め、西海の警固に補せられ、海賊は其下に屬す。雅房の二代掃部頭武慶は、能嶋務司の城に住し、因嶋新藏人吉充、來嶋右衛門太夫通康、三家三ツの嶋に住し、鼎の如く峙て、水軍を練磨して、數度の高名天下に比類なし。はじめは河野家の幕下に屬し、後小早川隆景に隨順せり。又後年、慶長五年、關が原の軍果て嶋津兵庫頭義弘本國へ引かへる時に、黒田如水、豊後富來城主寛和泉守が城を攻められけるに、能嶋、來嶋、因嶋の海賊、黒田の招に應し、五十餘艘の船に乗り、富來の沖にかけならべ、海上を固め居ける處に、嶋津の船漕通らんとす。三嶋の諸士、待處なりと攻めかゝり大に戦ひ、嶋津の軍大將有川助兵衛、伊集院等自害して、三百餘人討死し殘勢漸く漕通たり。此時味方七十餘人討死せり。今に此沖には右の有川等が亡魂、風雨の夜は旅船の人にとつりて、軍物語するとかや。

藩翰譜十一(十) 上

久留嶋

左(右)衛門佐源康親は、累代の先祖河野(が)家の被官として、伊豫國の住人なり。土佐國の住人長曾我部が起るに及びて、土佐守元親、阿波、讃岐を均ふし(徇へ)て、天正四年伊豫國に發向し、戦ふ事凡七年、同じき十年に至つて河野通春を初めとして、三十一人の國人等、皆、長曾我部に降る。久留嶋、得能(居)兄弟(ばかり)是に從がはず。同じき十三年の春(秋)、元親(も)また

豊臣家に降る。本領なれば土佐國を(ば)賜はりて、阿波、讃岐、伊豫の國をば没収(收公)せらる。元親に降りし國人等、悉く(に)本國を追却せられ、久留嶋兄弟には本領を賜はつて、其武勇を(ば)賞せらる。久留嶋助之丞(兵衛)に一万四千石、得能(居)吉(太郎)さいへとも、武家補任に(隨て)源氏とす。此家の系圖(譜)をみれば、すべて詳かならず(なる事)をば知らず、また武家補任には(來嶋も)は(久留嶋も)は(上たり)さる(る)を(せり)。豫章記をみるに、朱雀天皇の御時、天慶二年に伊與國(の)住人越智押領使好方、藤原純友追討の、宣旨を奉(承)る。爰に村上と言ひし者、當國新居の郡大嶋に流されて年久しく(し)。かの(れ)海路の案内をされる人なれば、好方、朝家に申受け(乞ひ)、しかう(具)して發向す云々(ふ)。其後、貞治の比は、河野(が)家(に)能嶋の村上三郎左衛門(尉)義弘、同長門守(な)と云ふ者あり。此處(等)の村上昔好方の(が)乞ふによつて、勅勅免されし村上が後にして、久留嶋の(が)先祖たるにや、(覺束なし)。

(文祿の初、朝鮮征伐の事起るに及て、來嶋兄弟、海路の先陣賜て、彼國に押渡り、是處彼處の戰に高名を顯す。) 大閤記には久留嶋あり。忠臣(豊臣)家譜には久留嶋(來嶋)助兵衛とあり。宇佐美祐定(定祐)が(重撰)朝鮮征伐記をみるに(と云ふ)には(來嶋)出雲守通康、文祿二年(の)六月二十六(三)日、朝鮮の元均と戰ひて討死せし事を、くわしくしる(せり)。按に大河内(秀元)が記をみるに、慶長二年大明(の)和親破れて後、二度(再び)軍おこりにしに、久留嶋(來嶋)出雲守、海路の先陣奉(承)つて、八月(十)五日南原の城を攻め落せし時、久留嶋(來嶋)の(が)手に首(四百)六十一を切しよし、詳にしる(し)ぬ。(然れば)文祿(二)年に出雲守(が)討死せしと云事覺束なし。もと朝鮮の舟軍に(打)死せしか(一定ならん)には慶長三年本朝の人、朝鮮の李舜臣と(珍)嶋にして(に)戰ひし時(か)、又順天海口にて陣隣(眞)等。康親家を繼ぎ、關が原と戰ひし時の事にや。都て此家の事、いまた詳にしら(せ)れば、傳ふる(傳聞)の及ぶ(處)其(大)畧をしる(し)ぬ。關が原の戰ひの後(後)、本領を安堵(す)は(ひ)こり、上方の城(々)におくり(入れ)しと云ふ。しからんには、いかに申しひらきて、本領を(本領)安堵せしにや。いかさ。明る慶長六年二月、豊後國日田、球(玖)珠、速見三郡の地にて所領賜ひ、森と云處に移る。其子丹波守通春まにもゆへある(へ)し。幼くして父に繼ぎ、大坂の軍起りし時馳向ふ。兩御所(陣)供奉記に、吉元。再ひ軍起りし時(る)には、鎮西の人々は來(參)るに及はず。明曆元年二月十日四十九歳にて卒す。通春が時に當つ(至り)て、來嶋と云ふ字、改めて久留嶋とは書てけり。其嫡子信濃守通鑑(清)一作道清(此細註、校訂者の藏本にはない)父に繼ぎ(ぐ)一萬二千。舍弟等に所領を(所領)わかちけり。平八郎(半八)某に千石。此家の事疑ひいと多し。來嶋、得能を兄弟とあるによれば越智氏也。姓、源とあるによれば村上なり。又、天慶の比の村上と

すれば、源姓ならず。北畠より繼しかは源氏なり。此家通字を用るをみれば越智氏なり。思ふに村上は天慶の人を祖として、其子孫義弘に至りて系統たへ、北畠より繼て村上二派合して源氏となり、越智氏として通字を用るものは、越智氏にして村上より繼し事あれば、何れにも久留嶋は義顯の末葉とみゆれば、家は越智氏、姓は源たる事しんぬべし。

- 村上備中守吉資 雅房の嗣。
- 同 大炊介吉直 吉資の嗣。
- 同 新左衛門尉義光 吉直の嗣。一名義充又作吉光。毛利家船手の大將にて、村上三家の一人也。毛利家、陶と宮嶋合戰の時、能嶋右近太夫武慶、久留嶋信濃守通康、因嶋新左衛門尉義光、三將船手に將とし防軍を破り大功あり。其外所々の船軍、勇功かそふるにいとまあらす。村上新藏人吉照
- 同 彌太郎照友 慶長乱後長州供奉。周防國三田尻にて所領賜はり住すとそ。

能嶋次郎顯長 一本古城記。在所しれす。

新長新左衛門尉 一稱別長。

己斐豊後守 右三士、居城の地分明ならず。

己斐は天文二十三年陶、毛利家矛楯の節陶に従ひ、藝州茶臼山城に籠れり。毛利侯、出軍によつて降參し、本領安堵し、同苗五郎兵衛、新里掃部介と嚴嶋の要害を守り、陶勢を引出して大功をなしけり。

田熊村

租高、二百七十石四升一合

産社、八幡宮

天文十八年、村上大炊介吉直建之。

黒崎

本村西南の出崎。

大濱村

租高、二百七十一石三斗六升四合

和布蒔瀬戸

本村と向嶋の間、六町計の大瀬戸也。

大濱城

村上丹後守

同 備中守國重

海東諸國記云。甲申遣使來朝、書稱安藝洲海賊藤原朝臣村上備中守國重、受圖書約_可歲遣一船_也云々。

古跡志の按に。甲申は寛正五年にあたる、安藝洲とは誤りなるへし。

同 備中守吉資

同 左馬介吉安

海東諸國記云。丁亥遣使來賀、觀音現像、書稱備後州海賊大將橈原左馬介源吉安云々。

按に。丁亥は應仁元年にあたる。橈原、海賊大將とあれば、村上の誤りなるへし。

やい子嶋

大濱の東方にあり。

中之庄村

租高、六百七十七石六斗一升八合

産社、八幡宮

文安五年、宮地大炊介資躬建立。

大江出城 一稱_ニ要害山_一

宮地大炊介明光

吉和宮地の後孫也。村上山城守義顯、同次郎義豊に仕ふとそ。

同 大炊介資弘

村上備中守吉資に仕ふとそ。

寶鏡山、金蓮寺

寶徳二年、宮地大炊介資弘建立。

古跡志に。村上家の勇臣、宮地、小林、鳥居の墓あり。

土生村

租高、百五十四石七斗八升四合(廣島縣史、百五十四石七斗八升五合)

長崎城

村上次郎義豊 一本。因嶋次郎。

同 新藏人義充 一本。因嶋新藏人義光。

弘治元年、宮嶋合戦海上警固の三將、新左衛門義光是なり。

一書云。伊豫國住人河野四郎通信が郎等、能嶋、久留嶋と云ふ者あり云々。陶入道より味方に組みせられ侍ひなば、合戦勝利の後、藝州の内、能美、倉橋を初め此邊の嶋六箇所、勸賞に宛行ふへしと云ひ送る云々。隆景の郎等、浦が計略を以て云々。元就

左祖の顯はさるゝにおいては勸賞所望に任すべしと云ひ送りけり。是に於て能嶋武慶、久留嶋通康、一門の因嶋新藏人義光、村上右近太夫、同越後守、同河内守、生口孫三郎并家の子郎等を呼集め僉議して云々。大船小船二百艘潮につれて漕ぎ來る云々廿日市の沖へ漕寄せ、いかりを浪にはらくと投げ入れける云々。兩嶋より使者を以て御味方に參し、戦功を立へきと存し、是迄罷り下りて候なる、水戦においては旦暮相闘たる道にて候、仰に隨ひ御先驅仕候者、御勝利必然たるべしと申ければ、元就大に悦び給ひ、當下に元就より兒玉三郎左衛門、元春より二宮木工介、隆景より浦兵部丞を使として、兩嶋へ味方に與力して早々馳參られ候條、喜悅の至りに候、先勸賞として防州大嶋を賜ふべしと宣ひ送られる云々。防州大嶋の桑原入道云々。大船三十餘艘に取乘りて云々。元就へ一味せり云々。武慶、通康、宗勝村上下、近太夫、義充其外の者共、元就の本陣へ馳参りたりければ云々。廿七日云々先陣は浦宗勝と定りけり、赤川十郎左衛門も、元就兼てより今度水軍の行言ひ含め給ひける故に、是も同く先陣に隨ひけり云々。扱、宗勝、武慶、通康が本船三艘は、牛の皮を以て構たり。先陣宗勝、其後に、左は武慶、右は通康、其後に因嶋村上と、次第に漕ぎ並べ、三百餘艘杉形に備へて馳向へば、大嶋宇賀を見て、三百艘計り漕出して戦ひけり。されど兩嶋等が船の駈退けの自在其妙を得、其神に入りければ、千度當り百度撃と言へども、更に叶ふべき様もなく、忽押立られて、大元の沖へ引退く。兩嶋等勢ひに乘りて、大鳥居の前を漕過て、陶の本陣、塔の岡の浪打際近く押寄せて、碇を投げ入るとひとしく、三百艘の船ども一面に掛並べ、有の浦の城迄、船橋掛たる如くなれば、二百餘人の射手共、船より閃りくと飛ひ上り、城中へ入るもありと云々。

又、永祿十一年三月、長曾我部元親、伊豫に發向して河野家の端城を攻め降す。河野兵部少輔通直、七千餘騎にて大洲の庄に陣せらる。船手の大將來嶋右衛門太夫通康、一族村上掃部頭武慶、同因嶋新藏人助吉充、生口、木谷等三百餘艘、兵三千餘騎、大洲宇和嶋を乗り過て、土州奥屋の沖に船をかけ、浦々を放火乱妨し、男女童を撰ばず悉く殺戮し、米穀家財を奪ひ取れば、國中大に騒動す。元親是を聞て早々引拂ひ、土州へ歸ると云。

棕の浦

租高、五十七石一斗三升六合

加賀美浦

外の浦の内

租高、三十四石六斗八升六合(廣島縣史、三十四石六斗八升五合)

鏡の浦

袖中祕記に。玉の浦の向ひなる嶋をへたて、因の嶋と云ふ處あり、其處に浦あり、かゝみの浦と云ふ。

大寶山の、玉やうつりて、みかくらん、かゝみの浦に、月そすむなり。

外の浦

外の浦、一作砥浦。

海濱干潟四町餘あり。

租高、九十七石九斗二升七合(廣島縣史、六十三石二斗四升二合。同史、九十七石九斗二升七合は、鏡の浦の舊租額である。)

砥の浦

本嶋の内わけて絶景なり。

孝子、八三郎

官刻孝義錄云。孝行者、松平安藝守領分、御調郡院嶋外浦、庄屋、八三郎、歳四十六才、元文四年褒美。

按に。院は因の誤りなるへし。

孝子、貞十郎

同書云。孝行者、松平安藝守領分、御調郡院嶋村、百姓、貞十郎、歳五十六才、天明三年褒美。

孝子、庄三郎

同書。同人弟、庄三郎、歳五十二才、同時褒美。

是又院は因なるへし。二子本書に在居しれず故、此に並へ書す。

三の庄村

租高、五百五十五石九斗八升五合
みつの崎 南方の出崎也。

此外、因嶋に属する處、白竹嶋、佛の端、はす嶋等あり。また、大ほそ嶋、小ほそ嶋、岩つゝきのはへ等は、岩子嶋に属すとも云。くわしくはしらす。

外 附

風速郡

備後南海をへだて、四州に連なる北邊山麓の一郡。古へは備後に属せしとの説あり。今は現在伊豫の國の一郡なり。

風速浦

萬葉集卷第十五

備後國風速浦泊作歌二首

我がゆへ(る)に、妹なげくらし、風速の、浦のおきへに、きりたなひけり。
おきつかせ、いたくふきせは、わきも子か、なげきのきりに、あかましものを。

これ古へ備後に属せし證なり。今は伊豫の國に現在なる故同名とす。沼隈郡田嶋に風速の浦と傳ふるは、萬葉によつて伊豫を同名所とするは附會のやうなれども普く田嶋に傳ふれば、かしこにもその傳ふる儘しつ。また藝州加茂郡にも同名あり。又、宗祇法師の名所方角抄に、備後に出して、また伊豫の國とも云ふと見へたり。

弓削

是も備後に属せしとの説あり。風速にひとし。又、作州にも弓削あり。作州は古へ備後をわけて置かるゝとの説あれば、しるしつ。何れか其處なるや、分明ならず。

大(太)政大臣弓削道鏡

稱徳天皇に仕へて弓削を知りしとて姓の如くなる。その美男たる故に近く召れ、御寢所に宿仕して 天皇、道ならぬ御ふるまひあり。其威におほれて、天皇群臣を蔑如し、終におとされて流刑せられけり。其傳委しくは百川、清磨の傳に合せしるしつ。芦田郡中須村、世良郡篠村、御調郡宮内村に合せみるべし。

弓削淨人

同じき道鏡の弟なり。道鏡の兄とも言へり。道鏡の罪にかゝり、土佐國に配流せらる。

二人は芦田郡中須の産と言ひ傳ふ。故、其姓、其由緒は芦田郡中須村に雜へ記しぬ。照しみるべし。

法公靈社

此嶋に祭る處の神を法公と稱す。法公は弓削道鏡の靈なりとぞ。法公道鏡は 天智天皇の皇子、施基王子の御子なり、施基王子備後監更となり給ひ、芦田郡府中の側なる黒尾谷 今の中須北邊なりと云ふ處に、御所造らして居給ひしか、後此嶋を采地に賜はり、御子儲けさせ給ひ、此嶋に移り給ひてより、弓削王とそ申ける。其御子道鏡出家して丹波にあり。時の 天子 稱徳女帝、御徒然のあまり御局(局)方と物語りのはしよりほころび、道鏡の美僧にして房事におもしろき大莖なるよし聞召れ、頻りに慕はせ給ひければ、世の聞へを憚り法問と稱し、召て相看し給ひ、常に 禁中に宿直させしめ、姪寵甚し。是より前に惠美押勝、大臣にして姪寵せられしか、道鏡召れてより押勝疎せられ、終に謀叛して亡ひしかは、今は憚る處なく姪犯恣なるあまり、帝位に心をよせ、愛君をなみするに至り、帝、禍毒にかゝらせ給ひ、其奸惡顯はれて關東に迂さる。後忍ひて此嶋に歸り、隠れて終る。其靈を神と崇め、後一社を營み祭る。其祭祀、八月望なり。此祭祀には晝夜をいとせず、男女混雜に入り交はり、姪犯恣にして鹿嶋の祭りには似もよらす。傳へ聞く南蠻のゆあみ、女護嶋に、男夫を得たるか如くなりとぞ。壯士奸女の心の儘に社地道路のいとひなく、好色の男女こゝを晴れと出立て、思ひ思はぬ隔なく、房事の姪聲奸聲、むさくろかりし事ともなり。されど貞操なる婦人は、月の障りの病ひのと參籠を怠りける。かゝる不潔の神祭も 帝の好姪、道鏡の姪寵におほれし餘臭(臭)ならん。此事に因てみれば、此弓削嶋の事なりけり。嶋のけしきもいやしからず、洲崎の如き、はるかに突出る出崎に、置渡したる如き小石一面にありて、松樹大幹多く、いと佳景なる處なりとぞ。此章、里諺なり。或人の物語に因て記し之。

西備名區卷之八十

大尾

跋

此書、集めたる本のこゝろは、そもくやつかり、畎畝の中にひこゝなりて、耒耜をさるの外しる事なし。故に高きにのほりて賦し、山川よく説くの志もなく、又煙霞の思ひあるにもあらず。寒郷の師ごしつかへ、友ごし交る人の稀なれば、耕し耘るのいこま我備後の國の事の迹なき記し置く、ふみのはしく見侍りぬるに、わすれさらんためごて、かい集め侍るか、ある書ご、またある書は、其こと違へるも多ふく、艸間陋巷に語り傳ふる諺の、よき事のあなれは是をすへましへて、そのあやまりをたゞさむごおもへご、説を立るは古への慎しむごころ、おほろけの事にあらず。もごよりさへなき身の、その境にたに立入らて、是はよしかればあしご、ごいはむは、人の笑ひもうしろめたく侍れご、愚者千慮の一得もやご書つゞけぬるか、終に一編の書ごはなれり。されご聞く事すくなき身の、三家の誤りもいごさはなるへければ、世におほやけにして、異同を争ふに心なし。是を巾箱にをさめて、いさごか暇日の弄具ごするのみ。さるを親しき友の、是にその事あり、此にこの事あり、洩れたるあらは補はんご、奪ひ去りて人に傳へ見せしむるも、若、古へを覽る人にごはご、是世を求るはしごもならんご、是に心よわりて、終

にこばますなりぬ。いごはぢらふ物なりけらし。

文化五年夏四月

馬屋原重帶誌

于時文政十三年神有月

馬屋原呂平重帶禿筆

吉備津宮廣前奉納

敬白

同男次右衛門重興寄附

内陣正仁坊深英 取次

(校訂者曰。備後叢書第五卷々頭に、著者自筆にかゝる此の文の寫眞版を收む)

跋

嘗て御調郡誌を編纂するに當り、尾道と向島の項に西備名區第何十卷かを引いてあつたのを見て、初めて西備名區の名を知つたが、どんなものか更に分らず、色々人に問うて見たか、夫れは原本が九州にあるとか、東京にあるとか、更に要領を得ない。其内に一部分を見ることは出来たが、逆も全部を見るといふことは思ひも寄らぬことであつた。それも其筈、誰一人見た人がないのである。其の得がたいものを、此度得能君が百方搜索して、しかも著者自筆の原本を得て、出版せられることになつたのである。其の此處に至るまでには随分涙ぐましい努力を拂はれたといふことも聞いて居る。此の珍らしい書を手にした時

は、眞に文字通り欣喜雀躍、手の舞ひ足の躍るのを知らなかつたのである。特に得能君が當初から收支を度外に置いて計畫せられた、備後叢書も八卷に達し、其一部として稀覯の貴重書を編入せられて、其内容は細に入り微に亘り要を得て盡さざる處なく、著者の博識も窺はれて、實に我が郷土史上の森羅万象を、一目の下に眺むるの觀がある。我々同人に取りては、其の搜索其の經營其の校訂到底他人の窺知するここの出來ない慘澹たる苦心は、之を想像する時に、佛像彫刻者が一刀三禮といふがやうに、此書を繕くには字々九拜聲涙共に下るの感があつて、迎も感謝や厚禮などの普通の辭では形容することが出來ないのである。我々多少の經驗を有するものに取りては、一層

其感を深くするものがある。備後叢書は固より貴重の未刊書ばかりを輯めてあるが、今此書に因つて更に一段の光彩を放つこゝとなつた。學者は宜しく坐右に備へて斯界の羅針盤とすべきである。併し隴を得て蜀を望むは人の常である。此上に君を責めるのは苛酷ではあるが、或は計畫の中にあるかも知れぬが、今一步を進めて、勝島惟恭の藝備風土記、正續尾道志稿、並に天領・中津領等の資料を加へ、眞に備後叢書の名に背かぬ完璧のものこそせられたならば、どれだけか斯界を裨益することであらう。今や思想界の變動で、郷土研究の聲が盛んになつて居る時に、此書の世に出たのは、單に郷土を益するばかりに止まらぬものがあると思ふ。歡喜の餘り一言を加へるこゝとする

昭和七年六月念八

櫻山莊 澤井常四郎

書の世に出たの... 櫻山莊 澤井常四郎

著者家系につき故國頭翁より廣島尙古會への通信

(明治四十年三月五日尙古會發行、尙古第一年第五號、はかき通信欄) 馬屋原呂平大人のこご御尋につき、旅中遺憾ながら眞の概要のみ御返事申上候。

國頭 第三 郎

(校訂者曰。國頭翁は、馬屋原家の隣村、蘆品郡福相村大字福田の豪族であり、和歌を能くし、壯年政事に志し、廣島縣會議長たりしこころもある)

馬屋原氏は、舊品治郡向永谷の豪族にして、其先は神石郡志摩利九鬼山城主なり、落去の後、今の蘆品郡宜山村向永谷に住し農事なる。當主仁一より五代前、移住より十一代目を呂平と爲す。呂平は神童にして、三歳の時、母懷に在りて小倉百人一首を悉く暗誦せりといふ。生れて讀書を嗜み、全くの獨學にて百家に通じ、近村の兒童を集めて、讀書習字を教ゆるを樂みと爲せり。又俳歌を能くせり。天保七年七月十三日歿す。

昭和七年四月十日蘆品郡宜山村向永谷主権にかゝる同村吹上山の西備名區著者馬屋原翁墓前に行はれし佛式の慰靈祭に詣て、

得能正通

馬屋原のうしのみたまやいさむらむ

おくつきのへにまつかせのふく

吹上の山のまつかせふきやみぬ

みのりのこゑのいさかしこさに

昭和七年八月十五日印刷
昭和七年八月廿五日發行

【備後叢書第八卷】 定價四圓 拾錢

西備名區 葦田郡 三次郡 三上郡 三谷郡 世羅郡 御調郡

編輯兼 發行者 得能正通

廣島縣蘆品郡府中町 大字府中五二五ノ一

印刷者 柳本喬祐

岡山縣後月郡井原町 一千〇八十七番地

印刷所 柳本印刷所

岡山縣後月郡井原町 一千〇八十七番地

發行所 備後郷土史會

廣島縣福山市東堀端町 振替大阪七四六四一番

大正十年三月五日

東京府山手区

東京府山手区山手町

東京府山手区山手町

東京府山手区山手町

東京府山手区山手町

東京府山手区山手町

東京府山手区山手町

東京府山手区山手町

東京府山手区山手町

東京府山手区山手町

東京府山手区山手町

東京府山手区山手町

東京府山手区山手町

Handwritten text in a small box at the top left of the left page.

5
6

補遺
史記

577
62

